

川西町都市計画マスタープラン（素案）

【改訂版】

概要版

1	計画の概要	1
2	計画の対象区域と目標年度	1
3	計画改訂の背景と必要性	1
4	現行計画の進捗状況	2
5	課題の整理	4
6	基本構想	4
7	基本計画（新旧対照表）	7
8	地域別構想	24
9	実現化方策	27

1 計画の概要

○市町村が策定する計画

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法第18条の2により、都市計画区域を有する市町村に策定が義務づけられたものです。

○都市計画法第18条の2 [市町村の都市計画に関する基本的な方針]

- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

○都市整備の目標・指針となる計画

都市計画マスタープランは、今後の都市整備の指針として、長期展望に立った目指すべき将来像やその実現に向けた都市計画の方向性を明らかにするものです。

具体的には、都市の実状・特性を活かした将来の土地利用の方針や、道路、公園、公共施設等の将来の目標を定めるものです。

○町民と行政が一体となってまちづくりを進めるための共通の指針

都市計画マスタープランは、町民と行政が一体となってまちづくりを進めていく上での共通の指針としての役割を有しており、町民の意見を取り入れながら策定するものです。

町全体の望ましい将来像を明確にし、まちづくりの方向性を具体的に示すことで、町民の都市計画に対する理解と参加を容易にします。

2 計画の対象区域と目標年度

〈計画の対象区域〉



(1) 計画の対象区域

都市計画マスタープランは都市計画区域を対象に定めることが基本ですが、都市計画区域及び市街地（用途地域）に重点を置きながら、川西町全体での一体的かつ効率的な都市づくりを進めることができるように、行政区域全域を計画の対象区域とします。

(2) 計画の目標年度

本計画の目標年次は、令和7年度（2025年度）～令和25年度（2043年度）に改訂します。

※現行計画の目標年次は、平成24年（2012年）～令和12年（2030年）

3 計画改訂の背景と必要性

本町では、置賜地域の医療体制の拠点となる公立置賜総合病院が町北部に開院し、人や交通等を吸引する大きな拠点施設になっていることや、東北中央自動車道や日本海東北自動車道等の広域幹線道路にアクセスし、置賜地域の軸となる新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）や米沢長井道路（国道287号バイパス）等の主要幹線道路ネットワークの整備により、公立置賜総合病院周辺や幹線道路沿道地域のポテンシャルを活用し、町の活性化を図ることと合わせ、良好な自然環境が無秩序な土地利用や開発によって喪失してしまわないように、土地利用を適切にコントロールしていくことを目的として、平成25年3月に「川西町都市計画マスタープラン」を策定しました。

策定から12年が経過する中で、都市計画に関連する法令・制度の改正、上位計画・関連計画の策定や見直し、目まぐるしく変化する社会情勢への対応等、当初の計画策定から目標年次までの中間年次を経過したと併せ、経年による変化への対応が必要となっています。

■人口の減少と超高齢化社会への対応

- 本町の令和6年3月31日現在の人口は13,588人（住民基本台帳）であり、本計画を策定してから12年間で約2割の人口が減少しています。また、高齢者比率は40%を上回っており、置賜圏域で二番目に高く、令和27年（2045年）には65歳以上が約5割に近づく見通しであることから、超高齢化社会への対応に向けた取組が喫緊の課題となっています。

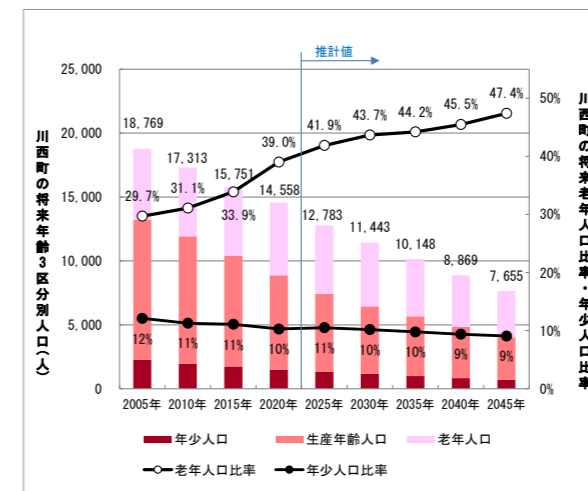
■活力が低下し、空洞化が進む中心市街地の活性化

- 本町の中心市街地は、人口の減少に伴い、世帯数・事業所数・従業員数ともに減少傾向にあるとともに、羽前小松駅東側の市街地に商業業務施設等の立地が進んだことから、中心市街地の空洞化や商店街の活力の低下が懸念されています。このため、地域振興の核として地域振興拠点施設「川西まちなかテラス」の整備を進めており、その周辺地域の面的な整備や地域に根付く文化的・歴史的資源を活かしながら、町民・事業所・行政が連携した取り組みを展開し、中心市街地の活性化を図っていく必要があります。

■公立置賜総合病院周辺における新たな広域拠点の形成

- 公立置賜総合病院周辺は、公立置賜総合病院が置賜地域の中核医療施設として発展するための医療、住宅、商業等が融合した都市的機能を持つ新エリアを形成し、定住人口の創出と交流人口の拡大を目的とする「メディカルタウン」の整備が着実に進んでいます。また、主要幹線道路ネットワークの整備により、さらなる都市機能の集積が見込まれることから、新たな広域拠点として計画的な都市づくりが必要となっています。

〈川西町の人口動向と推計値〉



資料：国勢調査
 ※将来人口は国土交通省将来人口・世帯予測ツールV2（H27国調対応版）を用いて推計

4 現行計画の進捗状況

（1）土地利用計画

現行の都市計画マスタープランの改訂作業の参考として、現行計画に位置付けられている土地利用の方針の進捗状況を整理し、現行計画の成果や改訂に当たっての課題や見直しの方針を検討する資料とします。

○住宅地

	計画内容(現行計画 P66)	進捗状況
公立置賜総合病院周辺	公立置賜総合病院周辺について、総合病院等の医療厚生施設で働く人や、高齢者等の医療厚生施設利用者の住宅、若い世代の定住を促進するための多様な住宅地整備を誘導していきます。	公立置賜総合病院周辺整備基本計画・実施計画を平成 29 年3月に策定し、メディカルタウンの整備により、宅地を整備・供給しています。
羽前小松駅周辺	羽前小松駅を中心に、土地の有効利用を促進しながら、商業・サービス機能と居住機能が共存する歩いて暮らせる生活空間の形成を図ります。	立地適正化計画を令和6年3月に策定し、居住や生活サービス施設等の都市機能に係る立地の方針を示し、関連施策を進めています。

○商業地

	計画内容(現行計画 P67)	進捗状況
公立置賜総合病院周辺	公立置賜総合病院周辺について、主要幹線道路沿道に立地する沿道サービス型商業施設や医療厚生施設等を周辺環境に配慮しつつ計画的に誘導し、総合病院等の医療厚生施設等の本地区従業者・居住者にサービスする近隣商業施設等を誘導し、新たな商業地形成を誘導していきます。	公立置賜総合病院周辺整備基本計画・実施計画を平成 29 年3月に策定し、メディカルタウンの整備により、医療施設や商業施設等の誘導を進めています。
羽前小松駅周辺	羽前小松駅の西側は、古くから多くの人が集まる商業・サービスの集積地としての役割を担っており、駅東側に計画的に整備された美女木地区一帯に立地した商業施設とともに、町の中心的な市街地を形成しており、引き続き公共・商業サービスの中心として、にぎわいのあるコンパクトな商業地の形成を図ります。	立地適正化計画を令和6年3月に策定し、居住や生活サービス施設等の都市機能に係る立地の方針を示し、関連施策を進めています。

○工業地

	計画内容(現行計画 P68)	進捗状況
二井町周辺	二井町には既存の工場等の集積があり、今後とも工業機能の維持・集積を検討していきます。	令和3年8月に用途地域(工業地域)を指定し、工業機能の維持・集積を進めています。
もみの木町周辺	用途地域内で工業地域に指定されていますが工場施設の集積が十分でないことから、本町の第二次産業の拠点のひとつとして有効活用を図るために、工場等の誘致を検討していきます。	町内を取り巻く主要幹線道路等の交通ネットワークの改変に伴い、当該地の在り方について慎重な検討が求められています。
尾長島工業団地	既存の工業団地として、引き続き本町の産業を担う工業地に位置づけ、周辺の農用地や自然との調和を図りながら、工業機能の集積を図ります。	立地環境は、東北中央自動車道米沢北インターチェンジから約3kmに位置し交通利便性に恵まれているため、立地環境をPRし、工業機能の集積に努めています。

（2）交通施設計画

現行の都市計画マスタープランの改訂作業の参考として、現行計画に位置付けられている交通施設計画の方針の進捗状況を整理し、現行計画の成果や改訂に当たっての課題や見直しの方針を検討する資料とします。

○主要幹線道路

	計画内容(現行計画 P70～71)	進捗状況
新潟山形南部連絡道路(梨郷道路)	梨郷道路の整備により、現在の国道 113 号の通過交通が減少し、国道の交通流動が円滑になるとともに、広域からの公立置賜総合病院への到達時間が短縮され、病院の存在価値が向上します。 国道 113 号は、国道 287 号バイパスとともに、公立置賜総合病院周辺の新たな市街地において、土地利用を誘導する骨格として機能します。	梨郷道路は、令和6年3月9日に開通し、長井市今泉を起点とし南陽市竹原に至る延長 7.2 kmの自動車専用道路で、地域経済の活性化や交流人口の拡大が期待されるほか、救急医療搬送等にも大きく寄与しています。
国道287号バイパス	国道 287 号バイパスの整備により、既成市街地から通過交通が排除され、市街地での歩行者の安全性や交通流動の円滑性が確保され、交通環境が向上するとともに、積雪時の交通流動への影響も緩和されます。	国道 287 号米沢長井道路のうち、川西バイパス I 期区間の川西町大字西大塚から川西町大字中小松地内に至る延長 2.9 kmは、令和 6年3月9日に開通し、地域経済の活性化や交流人口の拡大が期待されるほか、救急医療搬送等にも大きく寄与しています。

○幹線道路

	計画内容(現行計画 P72)	進捗状況
主要地方道・県道等の主要道路	日常的に利用する市街地周辺の生活道路は、災害時の避難路や誘導路として、また、積雪時においても十分な通行スペースが確保できるように、車両及び歩行者の通行に支障をきたさない十分な幅員の確保が図られるように要望していきます。	生活道路の機能を併せ持つ区間は、人優先の安全・安心な歩行空間の確保のため、歩道の整備が順次、行われています。

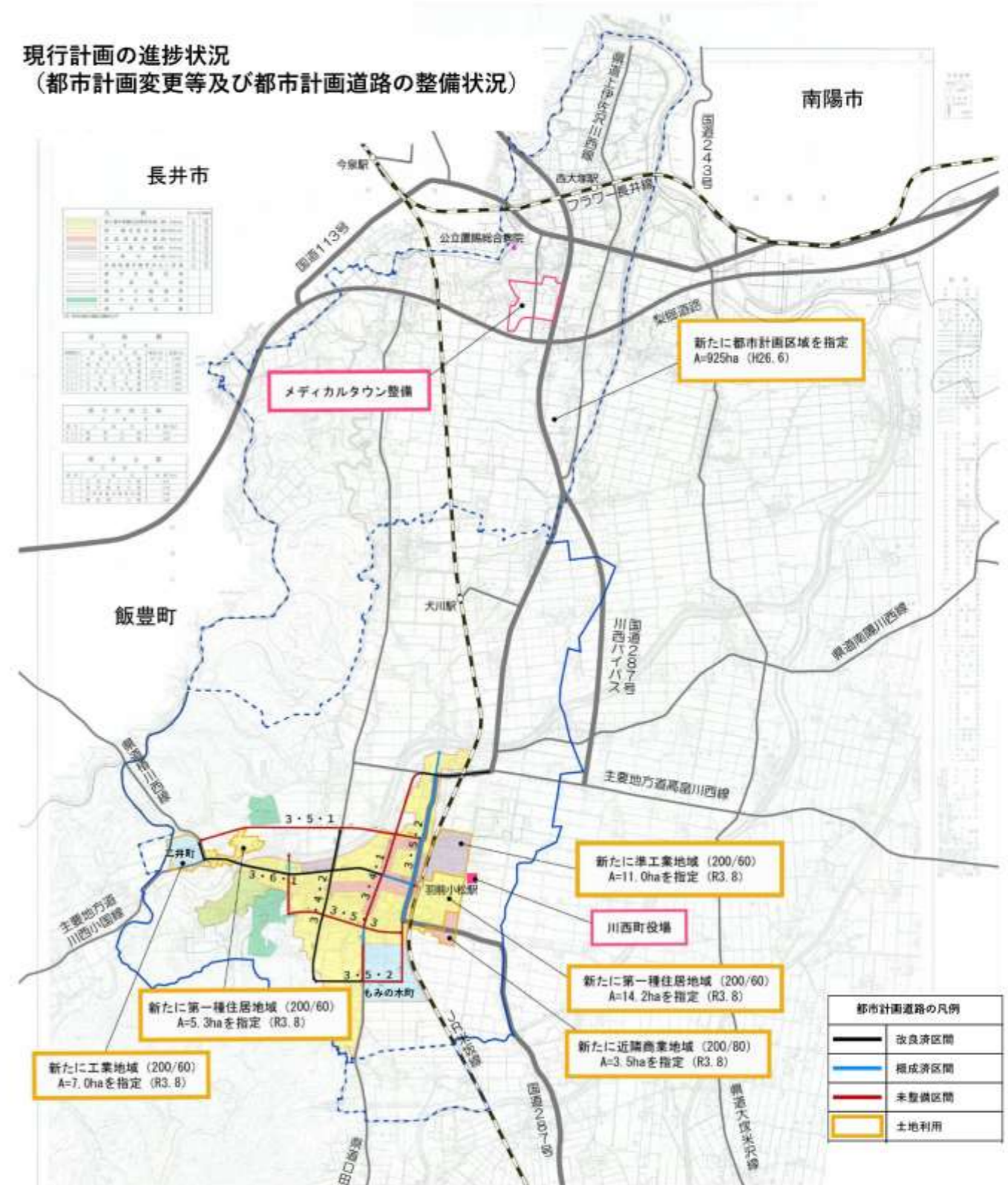
○公共交通

	計画内容(現行計画 P73)	進捗状況
鉄道・バス	通勤・通学や、子ども・高齢者・障がい者等の交通弱者の交通手段として重要な役割を果たすJR米坂線、山形鉄道フラワー長井線は利便性の向上を働きかけます。	町内のバス路線は令和5年3月31日に廃止となったため、JR米坂線、山形鉄道フラワー長井線の利便性の向上を働きかけています。 また、デマンド型乗合交通は町民の公共交通機関として、利便性の向上に資しています。
駅前空間	羽前小松駅等については、駅にアクセスする自家用車、タクシー及び歩行者の利用を考慮し、町の玄関口にふさわしい空間づくりに努めます。	羽前小松駅西口の空き地を令和5年度に町が取得し、町の玄関口にふさわしい空間とするため、検討を行っています。

○都市計画道路

	計画内容(現行計画 P73~75)	進捗状況
都市計画道路	未整備の路線については、国道287号バイパスの整備による交通処理負担の軽減を勘案しつつ、通学路や観光ネットワーク等の歩行者ネットワーク整備の必要性、積雪時の対応等を勘案して、路線の必要性や幅員の見直しを行います。	都市計画道路の未整備区間は、近年の人口減少、社会経済情勢の変化、梨郷道路や国道287号バイパス等の整備による広域交通ネットワークの改変等を受け、都市計画道路網の適切な見直しの検討が必要となっています。 また、中心市街地と国道287号川西バイパスを連絡するアクセス路の検討が求められています。

現行計画の進捗状況
(都市計画変更等及び都市計画道路の整備状況)

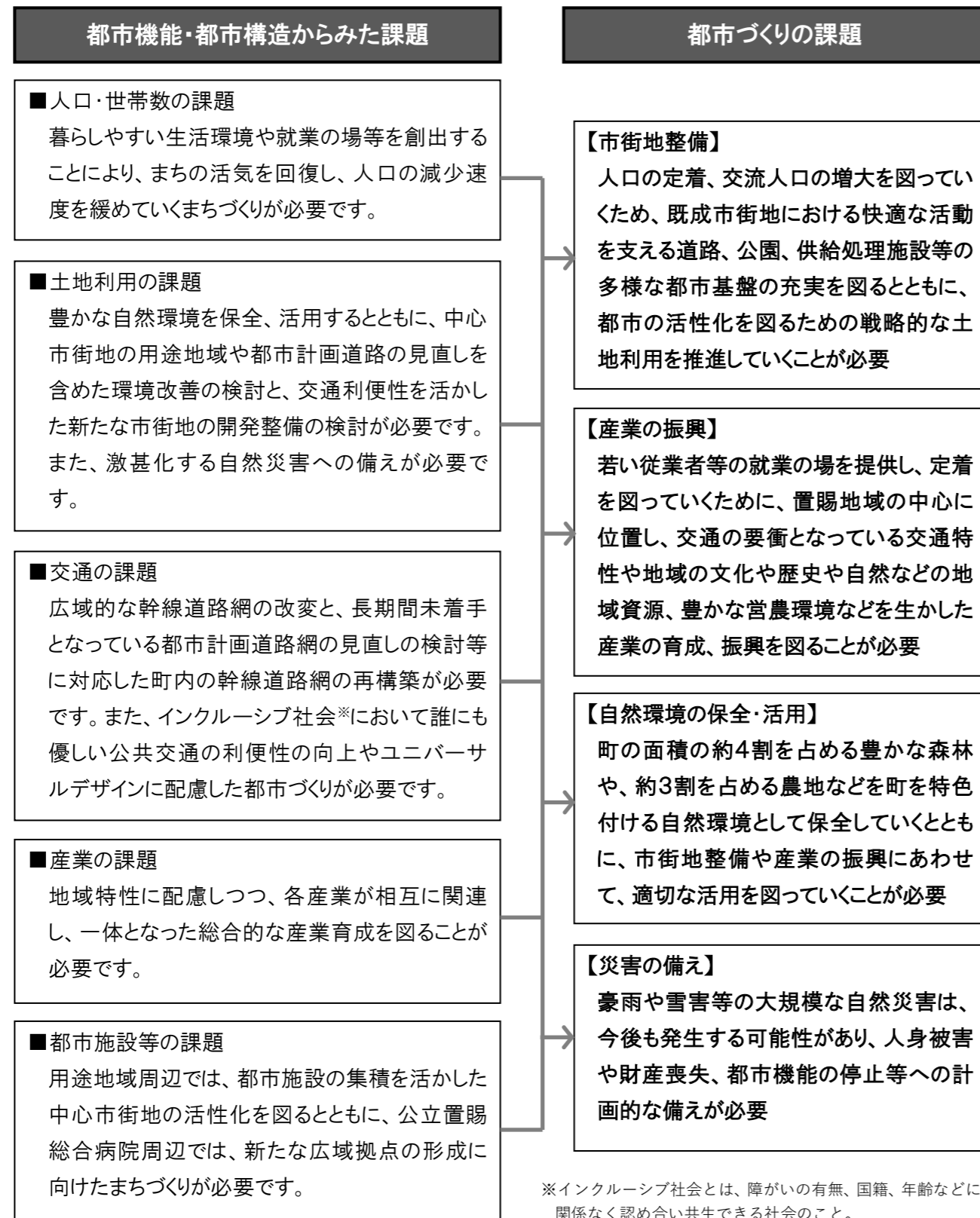


番号	路線名	代表幅員 (m)	計画延長 (m)	整備済+既成延長 (m)			整備率 (%)
				整備済	既成済	合計	
3.4.1	小松高島線	16	2,400	530	100	630	26.3
3.4.2	桐町下小松線	18	1,260	1,260	0	1,260	100
3.5.1	三日町二井町線	16	1,800	0	0	0	0
3.5.2	小松長井線	16	2,620	380	1,360	1,740	66.4
3.5.3	田町宮町線	18	1,360	0	110	110	8.1
3.6.1	小松駅二井町線	11	1,870	1,600	270	1,870	100
合計			11,310	3,770	1,840	5,610	49.6

※既成済：計画幅員の2/3以上

5 課題の整理

上位計画・関連計画、町の広域的な位置づけ、町の現状、都市計画区域内の現状、町民意向等を総合的に勘案し、都市機能・都市構造からみて、人口・世帯数、土地利用、交通、産業、都市施設の5つの視点から本町のまちづくりの課題を整理すると、以下のように市街地整備、産業の振興、自然環境の保全・活用、災害の備えの4つの都市づくりの課題に集約できます。



6 基本構想

(1) 町の計画の体系

「川西町総合計画」は、町における各種計画や施策の最上位計画であり、町民と行政が目標を共有し、協働してまちづくりを進めていくための基本方針となるものです。

「都市計画マスタープラン」は、総合計画の中の都市計画の部門を専門に扱う計画であり、都市計画マスタープランで定める「町の将来像」は、総合計画の「町の将来像」に即したものである必要があります。

(2) 都市計画における川西町の将来像

本町は、令和5年度に本計画で定めた都市計画の方針の実現に向け、「都市計画マスタープラン」の一部（都市再生特別措置法第82条）と規定されている「川西町立地適正化計画」を策定しました。

「川西町立地適正化計画」は、都市計画との関連が強い道路・公園・下水道等の分野はもとより、医療・福祉・商業・教育・子育て・防災等の“都市づくりに係わる幅広い分野の具体的な区域や施策”を定める計画です。

その際、人口減少下にあっても生活サービスの提供を維持するとともに、高齢になっても快適に暮らせることや、自然災害に強い強靱な都市構造を構築し、将来にわたって安全な暮らしを持続させていくことが重要と考え、コンパクトで安全な市街地を形成するとともに、田園と調和した都市構造の構築を目指し、本計画で目標とする都市づくりの将来像を「田園と調和した安全で快適な生活が持続するまちづくり」に改訂しました。

< 都市づくりの将来像 >

～ 田園と調和した安全で快適な生活が持続するまちづくり ～

（3）都市づくりの基本方針

都市づくりの課題や本計画の将来像の実現に向けた都市づくりの基本方針を以下のとおり設定します。



■都市づくりの基本方針

基本方針① 町民生活を支え続ける生活サービス拠点の形成

- 町民生活を支えてきた市街地の生活サービス拠点としての役割を維持・形成し続けるため、主要な施設の老朽化等に対応し、施設の更新に合わせて、生活利便性が向上するよう、様々な生活サービスの誘導、高度化を進め拠点性の強化を図ります。
- これと連動して、市街地の人口密度を保ち、生活サービス施設を維持・確保するため、居住の誘導を図ります。具体的には、生活利便性が高い市街地に居住を誘導します。少子高齢化が進む社会であっても、将来にわたり地域コミュニティを確保するため、市街地中心部において、子育て世代等に魅力的な環境を整備するとともに、多世代居住の実現に向けた居住の誘導を図ります。

基本方針② 市街地における交流・にぎわい拠点の形成

- 市街地のにぎわい低下に対応し、交流機能等の整備・強化を図ります。合わせて、交流機能等と連携した観光関連施設の充実による魅力的な観光地づくりに取り組みます。
- 加えて、このような都市機能の集積・強化と連動して、市街地のにぎわいを創出する基盤として、町民や観光客が歩いて楽しめる環境の整備を推進します。

基本方針③ 高齢化の進行に備えた、歩いて暮らせる生活圏の形成

- 人口減少に伴い利用者が減少傾向にある公共交通を、高齢化の進行に伴う移動制約者の増加に対応する日常生活の移動手段として存続できるよう、公共交通沿線への居住の誘導を図るとともに、駅の利用環境の向上及びデマンド交通の維持等により、一定の利用者の確保を図ります。
- また、移動制約者の増加を見据え、歩いて暮らせる環境を整えるため、徒歩での安全な通行環境の確保を図ります。

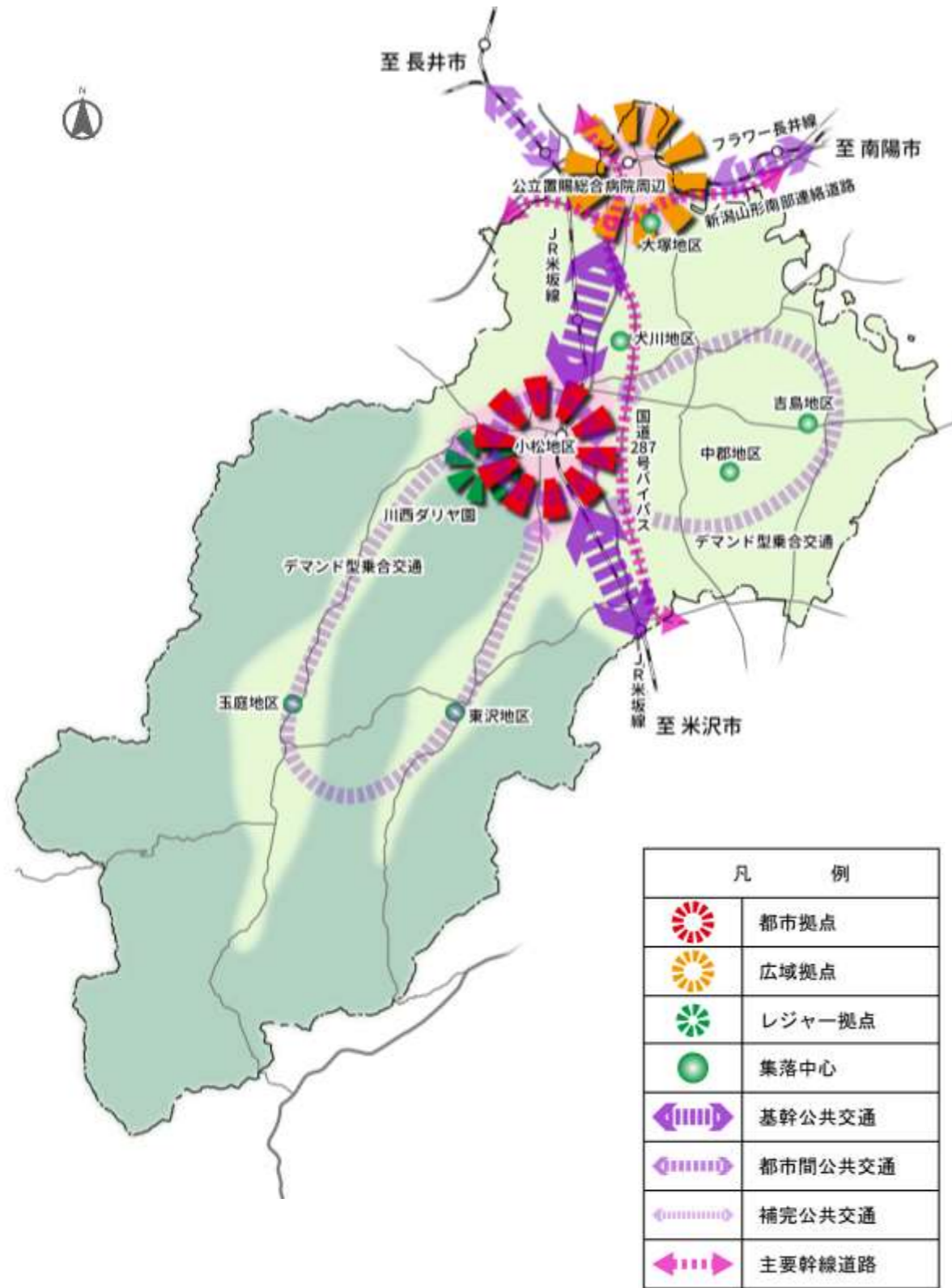
基本方針④ 災害の激甚化に備えた、安全な市街地の形成

- 頻発化・激甚化する自然災害を未然に防ぐため、関係機関と連携し豪雨による決壊等の防止や急傾斜地への対応を図ります。加えて、自然災害の危険性の高い地区から危険性の低い安全な市街地への居住や都市機能の移転を促進する等の災害回避策を講じていきます。
- 想定最大規模降雨等の大規模な自然災害は、物理的に発生を防ぐことは困難であるため、被害を軽減するための避難環境の充実を図ります。さらに、災害情報の事前周知により、安全な市街地の形成や早期避難を図ります。

（4）川西町の将来都市構造

本町の現状や計画の目標、基本方針を踏まえ、目標とする将来都市構造を以下のように設定します。

〈川西町の将来都市構造〉



〈拠点〉

	地区の特性	設定する場所	拠点の維持・形成の方針
都市拠点	医療、福祉、子育て、商業、行政、文化、教育等の都市機能が集積している地区	羽前小松駅を中心とした市街地	医療、福祉、子育て、商業、行政、文化、教育等、本町全域を対象とした生活サービスを提供する核として、機能の維持・強化を図る
広域拠点	町域を超えた広域な都市サービスを提供している地区	公立置賜総合病院周辺	置賜地域全体の健康、福祉等の拠点として、機能の維持・強化を図るとともに、これらの機能集積を活かした居住の集積を図る
集落中心	集落コミュニティの拠点となっている地区	各集落の交流センター周辺等	地域のコミュニティにおける活動の場の確保等、持続可能な集落環境の形成を図る

〈軸〉

	交通軸の特性	対象となる交通軸	交通軸の維持・形成の方針
基幹公共交通	町内移動及び町内外の移動の役割を担う公共交通	JR米坂線	都市拠点が提供する日常生活サービスを受けられるよう、公共交通機能の維持を図る
都市間公共交通	町域を超えた広域的な移動を主とした公共交通	フラワー長井線	広域拠点が提供する生活サービスを受けられるよう、公共交通機能の維持を図る
補完公共交通	基幹公共交通に接続する2次交通	川西デマンド型乗合交通	基幹公共交通を補完し、町内の各所から都市拠点、広域拠点へのアクセスを確保しつづけるため、公共交通機能の維持を図る
主要幹線道路	都市間及び都市拠点と広域拠点を接続する広域交通軸	新潟山形南部連絡道路（国道113号） 国道287号バイパス	置賜地域の内外を連絡するとともに、地域の骨格を形成し、主要な拠点間を有機的に接続する広域交通軸の維持、整備を促進する

7 基本計画

※以降の基本計画は、新旧対照表の形式で見直した箇所を「朱字」で記載します。

改訂案（令和7年3月）	現行計画（平成25年3月）
<p>1 土地利用計画</p> <p>本町は、現在の土地利用を基本としながら、本計画の将来像である「田園と調和した安全で快適な生活が持続するまちづくり」の実現に向けて、町内の主要な土地利用の配置方針を次のように定めます。</p> <p>特に、羽前小松駅周辺の中心市街地においては、「川西町中心市街地まちづくり計画」と連動したコンパクトで計画的な土地利用を推進します。</p> <p>また、自然的土地利用については、基本的に保全するとともに、都市的土地利用の進展が予測される町北部の公立置賜総合病院周辺や新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）と国道287号バイパスの沿道については、計画的な土地利用の規制・誘導について検討します。</p>	<p>1 土地利用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、現在の土地利用を基本としながら、都市計画マスタープランにおける将来像である「住む人も来る人も、住み続け、暮らし続けたいまち 川西」の実現に向けて、町内における主要な土地利用の配置方針を次のように定めます。 ・特に、鉄道駅を中心とした既成市街地と、新たな土地利用の進行が予測される町北部の置賜総合病院周辺や梨郷道路(国道113号)と国道287号川西バイパスの交差部周辺地区を中心としたコンパクトで計画的な土地利用を推進します。 ・また、町の土地利用の大きな骨格となっている自然的土地利用については、基本的に保全を図るとともに、都市的土地利用の進展が予測される地区については、計画的な土地利用の誘導を図ります。 <p>注)梨郷道路については、基本構想までは道路の機能として自動車専用道路に位置づけてきましたが、基本計画では道路の区分として主要幹線道路として取り扱います。</p>

改訂案（令和7年3月）

(1)住宅地

- 住宅地は、本町に暮らす人々が日常生活を営む場です。このため、道路や公園等の生活利便施設の充実により居住環境の向上を図り、住みやすいまちづくりを進めます。
- 効率的な市街地形成を図るため、**住居系用途地域を指定している既存住宅地について、空家・空店舗のリノベーションや、空地の利活用による居住の促進を図ります。**
- 町北部の、交通の利便性が高くなる公立置賜総合病院周辺については、周辺環境との調和に配慮しながら、若者から高齢者等の多様な世代が居住することができる新たな住宅地の形成を誘導します。
- 農地保全エリアや中山間地域の既存の住宅地については、住環境の維持保全を図ります。**

【北部新規住宅地】

・公立置賜総合病院周辺地区については、総合病院等の医療厚生施設で働く人等、若者から高齢者等の多様な世代が居住することができる住宅地整備を誘導します。

凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域
	行政界



【中心市街地住宅地】

・羽前小松駅を中心に、土地の有効利用を促進しながら、商業・サービス機能と居住機能が共存する、歩いて暮らせる生活空間の形成を図ります。

【その他の住宅地】

・農地保全エリアや中山間地域交流エリアの既存の住宅地については、住宅地環境の維持保全を図ります。

現行計画（平成25年3月）

1)住宅地

- 住宅地は、本町に暮らす人々が日常生活を営む場です。このため、道路や公園などの生活利便施設の充実などにより居住環境の向上を図り、住みやすいまちづくりを進める必要があります。
- 本町では、効率的な市街地形成を図るために、羽前小松駅西側の既存市街地や計画的に整備された美女木地区などを中心とした範囲について、必要な都市基盤や地区基盤の改善・充実を図りながら、住宅地としての環境整備を行います。
- 町北部の、交通の利便性が高くなる置賜総合病院周辺については、周辺環境との調和に配慮しながら、若い世代を中心とした本地区で働く人や、高齢の医療施設利用者など多様な世代が居住することができる新たな住宅地の形成を誘導します。

【北部新規住宅地】

・置賜総合病院周辺地区については、総合病院などの医療厚生施設で働く人や、高齢者など医療厚生施設利用者の住宅、若い世代の定住を促進するための多様な住宅地整備を誘導していきます。

凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域(案)
	行政界



【中心市街地住宅地】

・羽前小松駅を中心に、土地の有効利用を促進しながら、商業・サービス機能と居住機能が共存する、歩いて暮らせる生活空間の形成を図ります。

【その他の住宅地】

・農地保全エリアや中山間地域交流エリアにある既存の住宅地については、住宅地環境の維持保全を図ります。

改訂案（令和7年3月）

(2)商業地

- 商業地は消費者への物品、情報等の供給地として、町民の生活を支える商業活動の中心となる地域です。また、**商業施設や金融機関**をはじめ、多くの人々が集まる交流の場、就業の場であり、都市の個性を象徴する地域です。
- 現在の各種施設の集積状況を基本に羽前小松駅周辺に商業地を配置し、整備・拡充を図ります。
- 空家・空店舗のリノベーションや空地の活用による起業の促進とにぎわいの創出**を図ります。
- 公立置賜総合病院周辺や新潟山形南部連絡道路(梨郷道路)**及び国道287号バイパス等の沿道ポテンシャルを活用した**商業機能を誘導**し、利便性が高く、にぎわいのある地区の形成を図ります。

【北部商業地】

・公立置賜総合病院周辺地区は、周辺環境に配慮しながら、主要幹線道路沿道に立地する沿道サービス型商業施設や医療厚生施設等を計画的に誘導するとともに、総合病院等の医療厚生施設等の**従業者や居住者の日常生活を支える**近隣商業施設等の新たな商業地を誘導していきます。

凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域
	行政界

【中心商業地】

・JR米坂線羽前小松駅周辺は、古くから多くの人が集まる商業・サービスの集積地としての役割を担っており、**駅東側に立地する商業施設とともに**、町の中心的な商業地として、引き続き公共・商業サービスの中心として、にぎわいのあるコンパクトな商業地の形成を図ります。



現行計画（平成25年3月）

2)商業地

- 商業地は消費者への物品、情報等の供給地として、町民の生活を支える商業活動の中心となる地域です。また、そのほかに役場をはじめ、多くの人々が集まる交流の場、就業の場であり、都市の個性を象徴する地域です。
- 本町では、現在の各種施設の集積状況を基本に羽前小松駅周辺に商業地を配置し、整備・拡充を図るとともに、町北部において、置賜総合病院の吸引力や梨郷道路、国道113号、国道287号川西バイパス等の沿道ポテンシャルを活用した沿道商業地の誘導を図ります。本町では、この2箇所に商業地を集約することを基本とし、利便性が高く、にぎわいのある地区の形成を図ります。

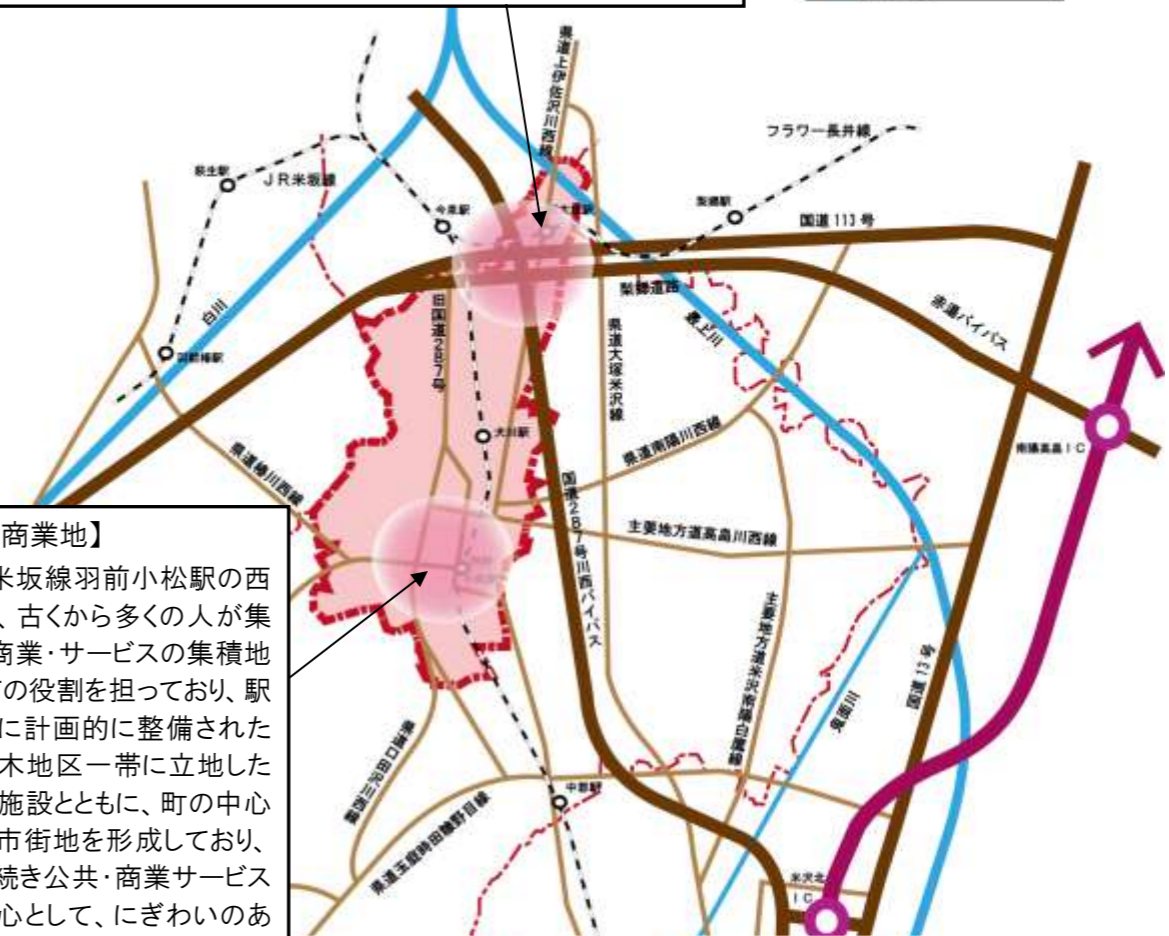
【北部商業地】

・置賜総合病院周辺地区については、主要幹線道路沿道に立地する沿道サービス型商業施設や医療厚生施設などを周辺環境に配慮しつつ計画的に誘導するとともに、総合病院等の医療厚生施設などの本町従業者・居住者にサービスする近隣商業施設などを誘導し、新たな商業地形成を誘導していきます。

凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域(案)
	行政界

【中心商業地】

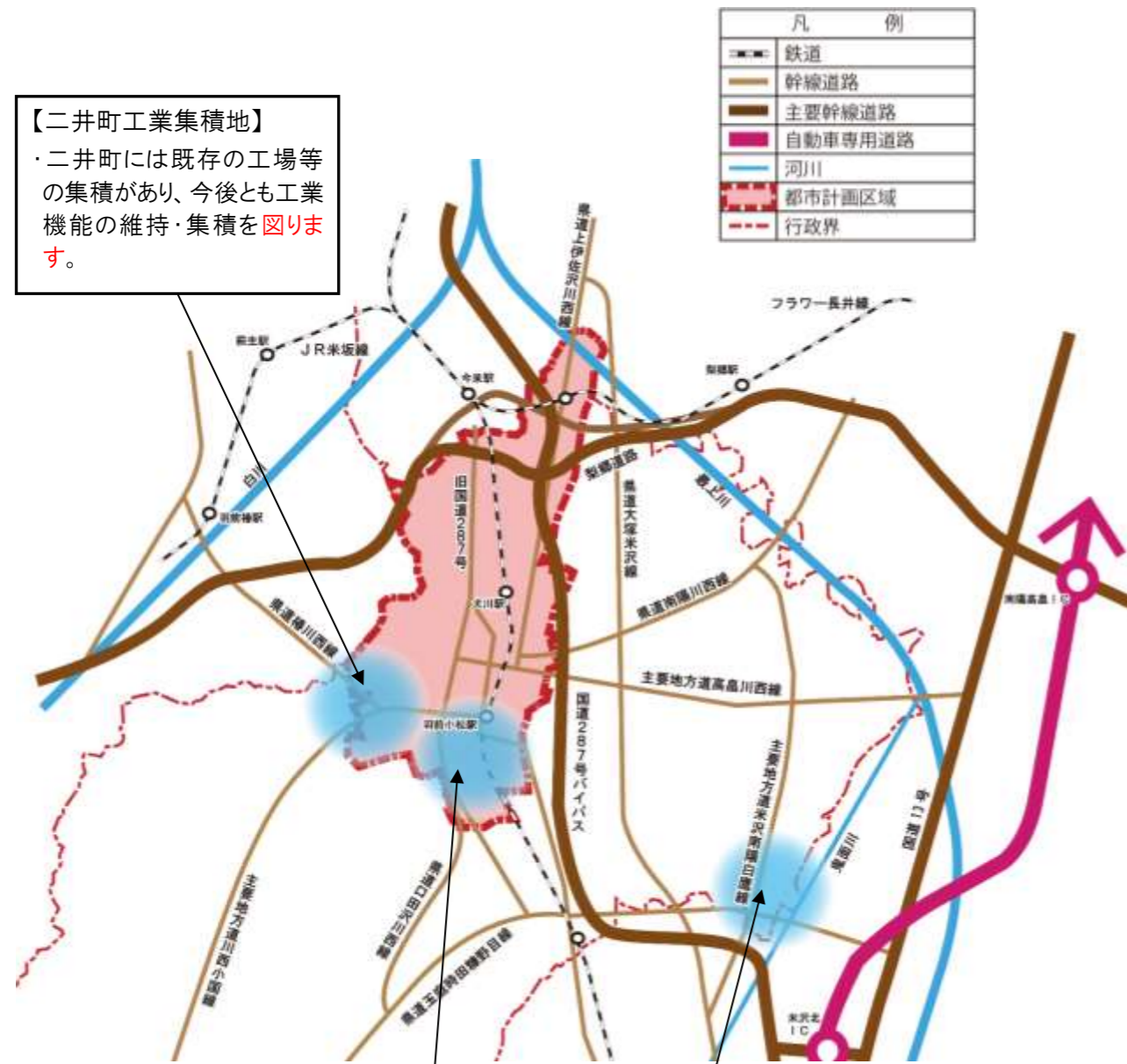
・JR米坂線羽前小松駅の西側は、古くから多くの人が集まる商業・サービスの集積地としての役割を担っており、**駅東側に計画的に整備された美女木地区一帯に立地した商業施設とともに**、町の中心的な市街地を形成しており、引き続き公共・商業サービスの中心として、にぎわいのあるコンパクトな商業地の形成を図ります。



改訂案（令和7年3月）

(3)工業地

- 工業地は、生産活動を通して、産業や経済の発展に重要な役割を担っています。また、今後の定住を支える就業の場として、まちの活力を創出する地域です。
- 本町では、現在の各種施設や機能の集積状況を基本にするとともに、主要幹線道路等の優れた交通条件を生かした工業地の形成に資する工業機能の整備、誘導を図ります。



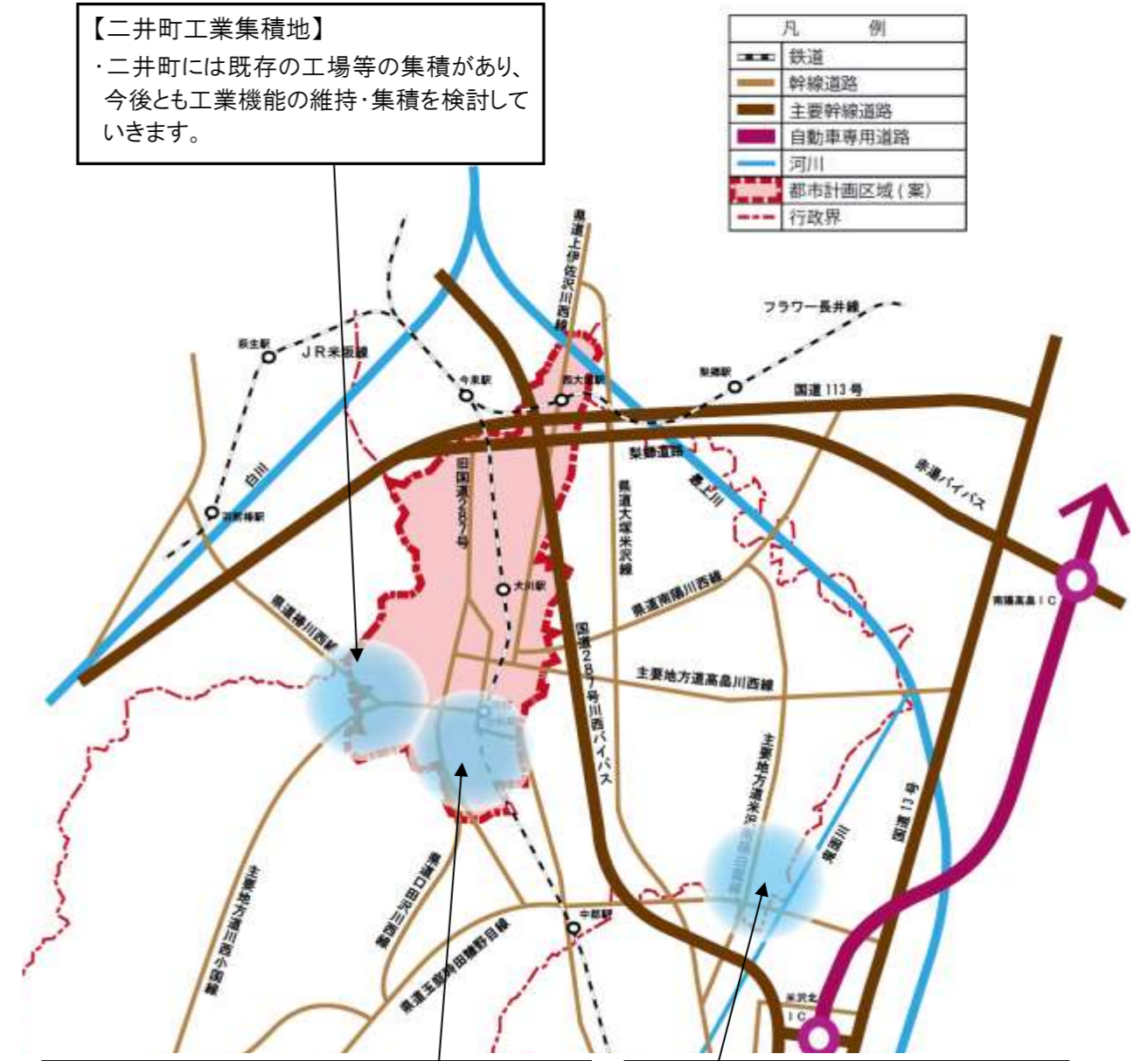
【もみの木町周辺工業地】
 ・工業地域に指定されていますが、広域的な交通ネットワークの変化に伴い、工場施設の集積が進んでいないことから、計画的な土地利用の見直しを検討していきます。

【尾長島工業団地】
 ・既存の工業団地として、引き続き本町の産業を担う工業地に位置づけ、周辺の農用地や自然との調和を図りながら、工業機能の集積を図ります。

現行計画（平成25年3月）

3)工業地

- 工業地は、生産活動を通して、産業や経済の発展に重要な役割を担っています。また、今後の定住を支える就業の場として、まちの活力を創出する地域です。
- 本町では、現在の各種施設や機能の集積状況を基本にするとともに、主要幹線道路等の優れた交通条件を生かした工業地の形成に資する工業機能の整備、誘導を図ります。



【もみの木町周辺工業地】
 ・用途地域内で工業地域に指定されていますが工場施設の集積が十分でないことから、本町の二次産業の拠点のひとつとして有効活用を図るために、工場等の誘致を検討していきます。

【尾長島工業団地】
 ・既存の工業団地として、引き続き本町の産業を担う工業地に位置づけ、周辺の農用地や自然との調和を図りながら、工業機能の集積を図ります。

改訂案（令和7年3月）

(4) 自然的土地利用

- 本町の骨格を形成する農地や山林については、重要な生産基盤や景観構成要素であり、引き続き保全することを基本とします。また、市街地(用途地域)周辺については、市街地の景観や環境保全、市街地の一体感醸成のためにできる限り自然的土地利用を維持することに努めます。
- 幹線道路の沿道や拠点的な施設が立地する地区については、市街地整備の見通しを検討、調整しながら、計画的な土地利用の誘導を図ります。



【北部市街地周辺の計画的土地利用誘導】
 ・公立置賜総合病院周辺地区は、**メディカルタウン整備計画に基づき、まちづくりを図っていきます。**
 ・自然的な土地利用と市街地が混在しないように、計画的な市街化を誘導するとともに、市街地周辺を囲む自然的土地利用の保全に努めます。

【骨格となる農地や山林】
 ・山林を中心とする自然環境エリア、農地を中心とする農地保全エリア、丘陵樹林地には含まれた農地や集落地を中心とする中山間地域交流エリアについては、本町の骨格を形成する自然的土地利用として保全を図ります。

【中心市街地周辺の計画的土地利用誘導】
 ・羽前小松駅周辺の既成市街地(用途地域)の周辺は、**農業振興地域として土地利用の保全に努めます。**なお、市街地を拡大する際は現在の**公共公益施設の配置状況や市街化動向等を勘案しながら、計画的に必要最低限の区域の検討を行います。**

現行計画（平成25年3月）

4) 自然的土地利用

- 本町の骨格を形成する農地や山林については、重要な生産基盤や景観構成要素であり、引き続き保全することを基本とします。また、市街地(用途地域)周辺については、市街地の景観や環境保全、市街地の一体感醸成のためにできる限り自然的土地利用を維持することに努めます。
- 幹線道路の沿道や拠点的な施設などがある市街化の圧力の高い地区については、市街地整備の見通しを検討調整しながら、計画的な土地利用の誘導を図ります。



【北部市街地周辺の計画的土地利用誘導】
 ・置賜総合病院周辺地区については、幹線道路の整備状況や土地利用の推移を勘案しながら、農地等の自然的土地利用の宅地化の誘導を検討します。
 ・市街化をする場合には、自然的な土地利用の中で虫食いの開発が行われて、市街地と農地が混在してしまわないように、計画的な市街化を誘導するとともに、市街地周辺を囲む自然的土地利用の保全に努めます。

【骨格となる農地や山林】
 ・山林を中心とする自然環境エリア、農地を中心とする農地保全エリア、丘陵樹林地には含まれた農地や集落地を中心とする中山間地域交流エリアについては、本町の骨格を形成する自然的土地利用として保全を図ります。

【中心市街地周辺の計画的土地利用誘導】
 ・羽前小松駅周辺の既成市街地と美女木地区については、現在の公共公益施設の配置状況や市街化動向等を勘案して、農地等の計画的な市街化の誘導を検討します。市街地周辺については、自然的な土地利用の保全に努めます。

改訂案（令和7年3月）	現行計画（平成25年3月）
<p>2 交通施設計画</p> <p>交通施設は、人や物の流動を円滑に処理する機能や、将来の土地利用や良好な住環境の形成を支援・誘導する機能を有しています。</p> <p>交通施設は、都市づくりの中で非常に重要な役割を果たすものであり、整備が進められている主要幹線道路ネットワークの効果を活用することを前提に、交通施設整備の基本方針を次のように定めます。</p> <p>(1)主要幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要幹線道路は、置賜地域及び県土の骨格を形成し、隣接する都市間の移動等の比較的遠距離の交通需要に対応する機能を持つ道路です。 ○本町では、東北中央自動車道のインターチェンジにアクセスし、かつ広域にネットワークする国道や県道を主要幹線道路に位置づけます。 	<p>2 交通施設計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設は、人や物の流動を円滑に処理する機能や、将来の土地利用や良好な住環境の形成を支援・誘導する機能を有しています。 ・交通施設は、都市づくりの中で非常に重要な役割を果たすものであり、整備が進んでいる主要幹線道路ネットワークの効果を活用することを前提に、交通施設整備の基本方針を次のように定めます。 <p>注)梨郷道路については、基本構想までは道路の機能として自動車専用道路に位置づけてきましたが、基本計画では道路の区分として主要幹線道路として取り扱います。</p> <p>1)主要幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要幹線道路は、置賜地域及び県土の骨格を形成し、隣接する都市間の移動等の比較的遠距離の交通需要に対応する機能を持つ道路です。 ○本町では、東北中央自動車道の IC にアクセスし、かつ広域にネットワークする国道を主要幹線道路に位置づけます。

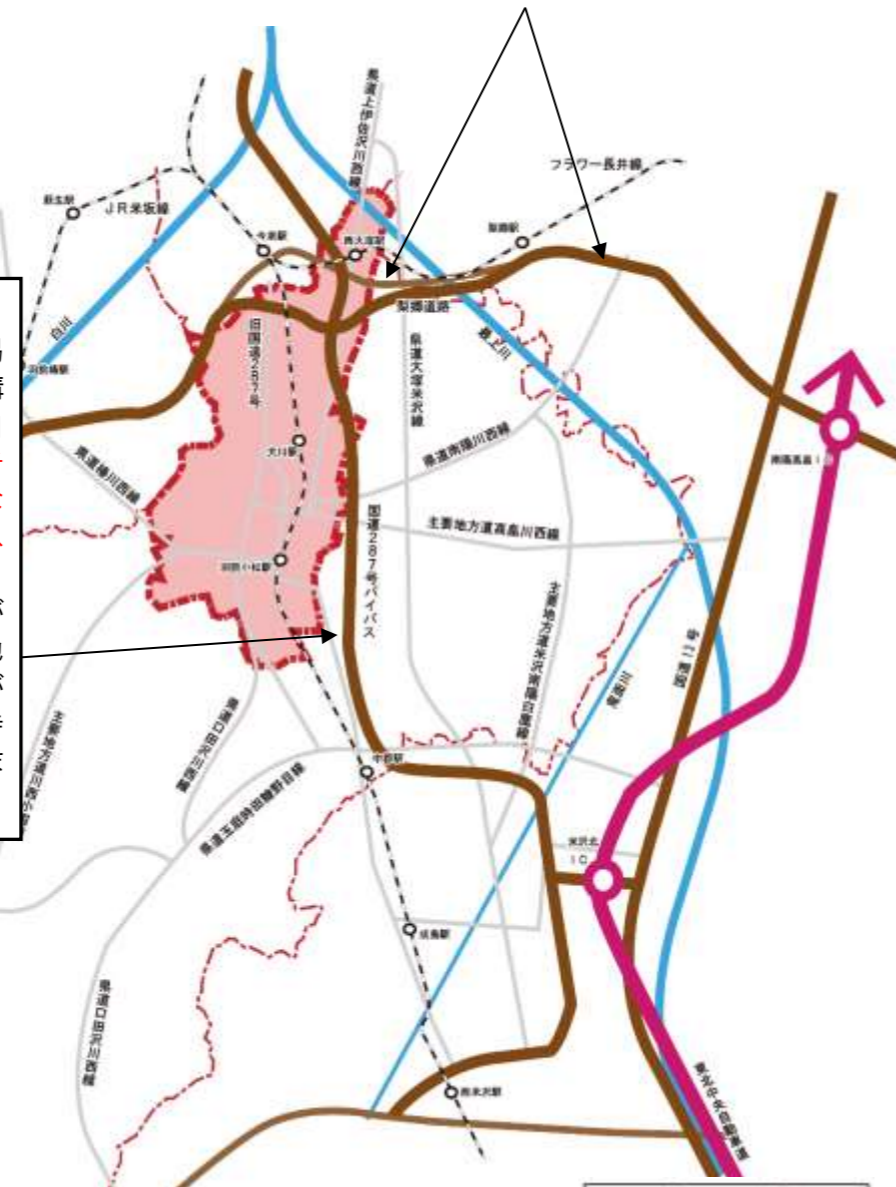
改訂案（令和7年3月）

【新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）】

- ・新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）は置賜地域及び本町北部の東西軸を形成するとともに、梨郷道路は東北中央自動車道南陽高島インターチェンジを經由して、広域的な交通ネットワークにアクセスする道路に位置づけます。
- ・新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）の整備により、公立置賜総合病院への到達時間が短縮され、救急搬送の短縮に大きく寄与します。
- ・新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）は、国道113号、国道287号川西バイパスとともに、置賜総合病院周辺の新たな市街地において、土地利用を誘導する骨格として機能します。

【国道287号バイパス】

- ・国道287号バイパスは置賜地域及び本町の南北軸を構成するとともに、東北中央自動車道の米沢北インターチェンジを經由して、広域的な交通ネットワークにアクセスする道路に位置づけます。
- ・既成市街地の通過交通が迂回することにより、市街地内の安全性や交通流動が円滑になるとともに、積雪時の交通流動も緩和されます。



凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域
	行政界

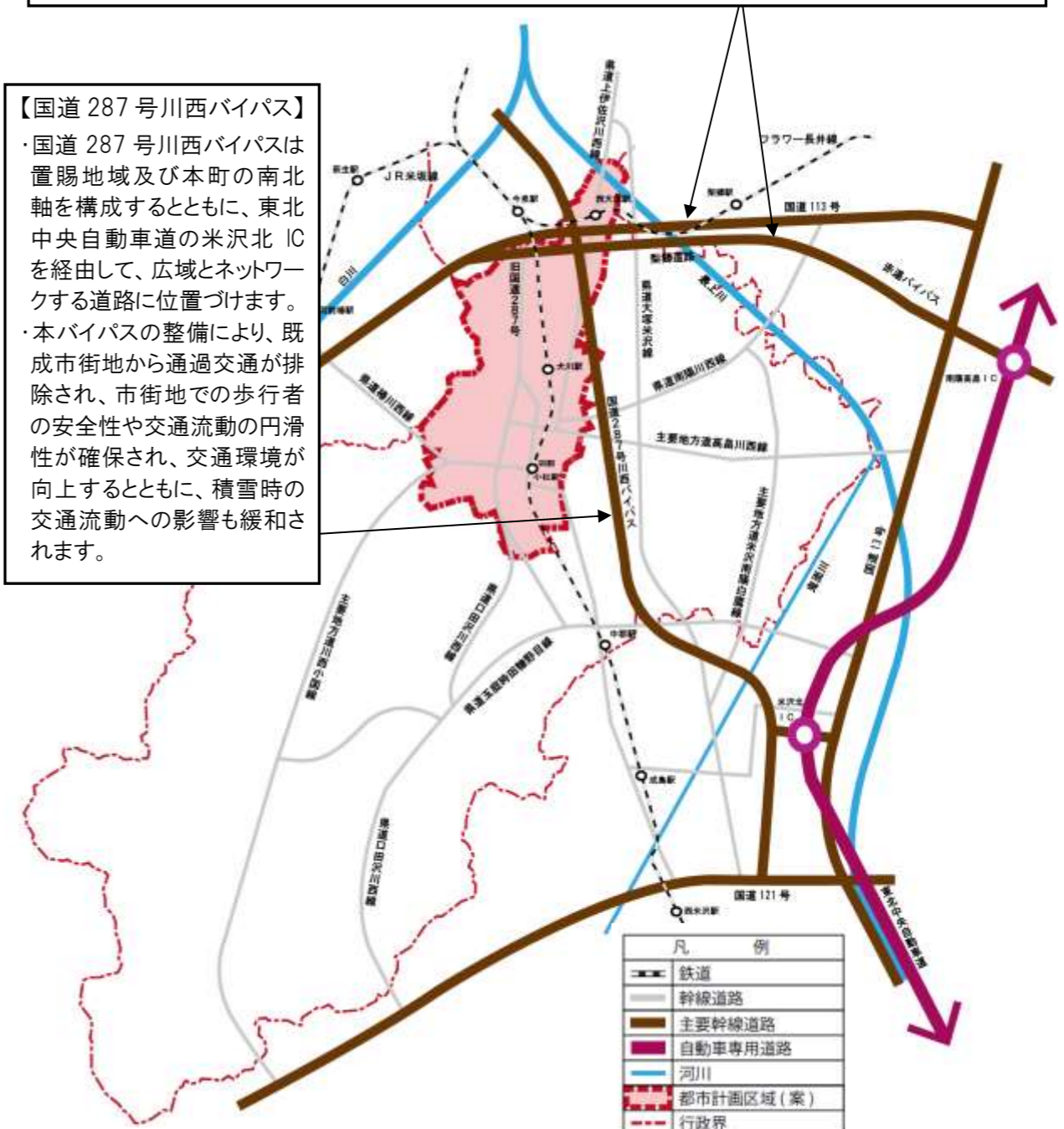
現行計画（平成25年3月）

【国道113号（梨郷道路）】

- ・国道113号及び梨郷道路は置賜地域及び本町北部の東西軸を形成するとともに、梨郷道路は東北自動車道南陽高島ICを經由して、広域とネットワークする道路に位置づけます。
- ・梨郷道路の整備により、現在の国道113号の通過交通が減少し、国道の交通流動が円滑になるとともに、交通事故が減少し、安全な交通環境が醸成されます。また広域からの置賜総合病院への到達時間が短縮され、病院の存在価値が向上します。
- ・国道113号は、国道287号川西バイパスとともに、置賜総合病院周辺の新たな市街地において、土地利用を誘導する骨格として機能します。

【国道287号川西バイパス】

- ・国道287号川西バイパスは置賜地域及び本町の南北軸を構成するとともに、東北中央自動車道の米沢北ICを經由して、広域とネットワークする道路に位置づけます。
- ・本バイパスの整備により、既成市街地から通過交通が排除され、市街地での歩行者の安全性や交通流動の円滑性が確保され、交通環境が向上するとともに、積雪時の交通流動への影響も緩和されます。



凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域(案)
	行政界

改訂案（令和7年3月）

(2)幹線道路

- 幹線道路は、町内の主要な地域相互を連携し、市街地の骨格を形成し、町内で発生集中する多様な交通を上位の主要幹線道路に導く役割を持っている道路で、日常生活や産業活動に密着している身近な施設です。
- 本町では、町内を東西南北にネットワークしている主要地方道や県道をはじめとする主要な道路を位置づけます。また、国道 287 号は重要な南北路線として、幹線道路に位置づけます。

【主要地方道・県道等主要道路】

・日常的に利用する市街地周辺の生活道路は、災害時の避難路・誘導路として、また、積雪時においても十分な通行スペースが確保できるように、必要に応じて狭い道路の解消に努めていくものとし、車両及び歩行者の通行に支障をきたさない十分な幅員の確保が図られるように要望していきます。加えて、南北方向の骨格を形成する国道 287 号バイパスと本町の中心市街地(用途地域)を接続する新たなアクセス軸の整備を検討します。



凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域
	行政界

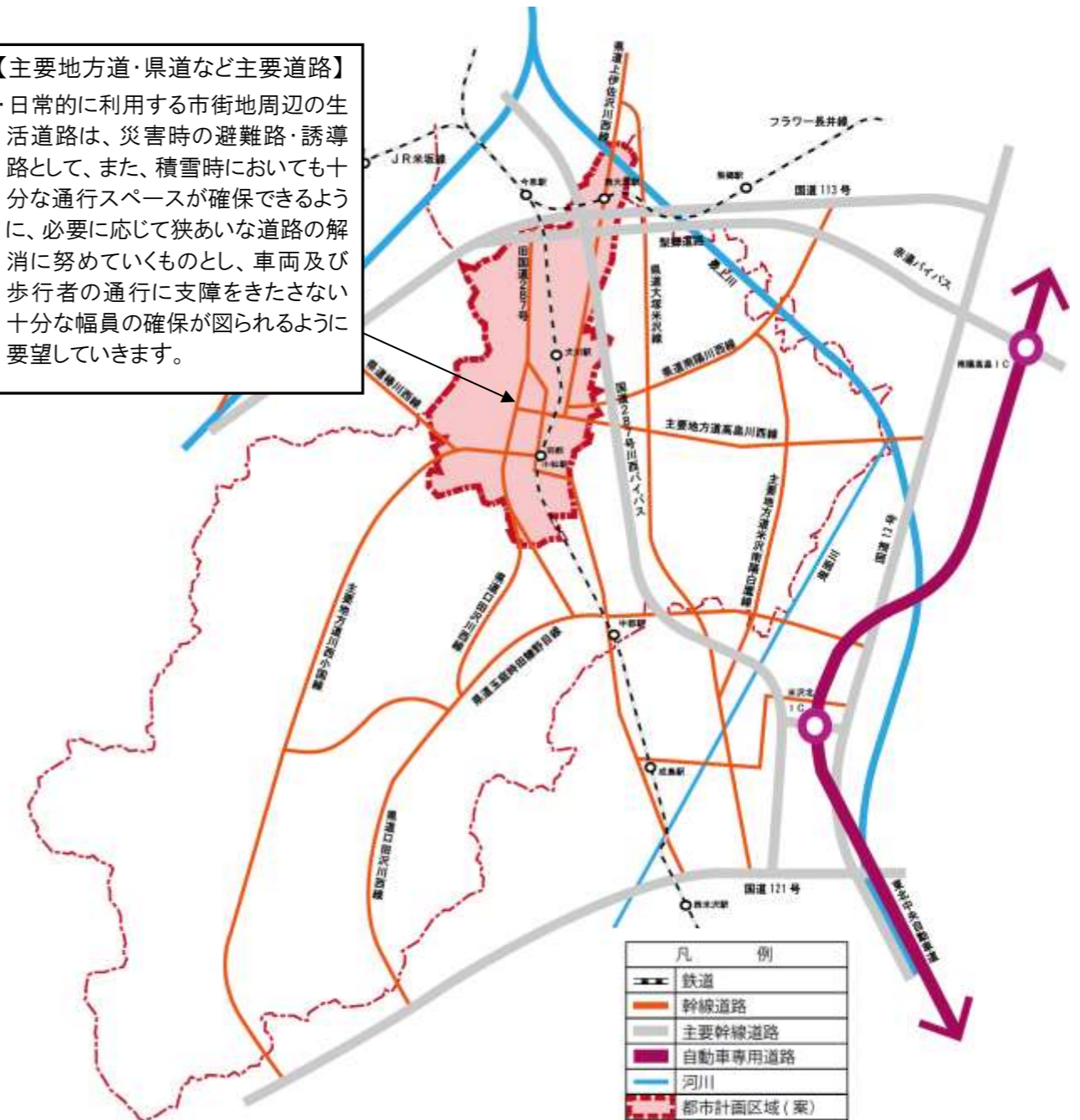
現行計画（平成25年3月）

2)幹線道路

- 幹線道路は、町内の主要な地域相互を連携し、市街地の骨格を形成し、町内で発生集中する多様な交通を上位の主要幹線道路に導く役割を持っている道路で、日常生活や産業活動に密着している身近な施設です。
- 本町では、町内を東西南北にネットワークしている主要地方道や県道をはじめとする主要な道路を位置づけます。
- なお、町道に移管された旧国道 287 号も町にとって重要な南北路線であり、幹線道路に位置づけます。

【主要地方道・県道など主要道路】

・日常的に利用する市街地周辺の生活道路は、災害時の避難路・誘導路として、また、積雪時においても十分な通行スペースが確保できるように、必要に応じて狭い道路の解消に努めていくものとし、車両及び歩行者の通行に支障をきたさない十分な幅員の確保が図られるように要望していきます。



凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域(案)
	行政界

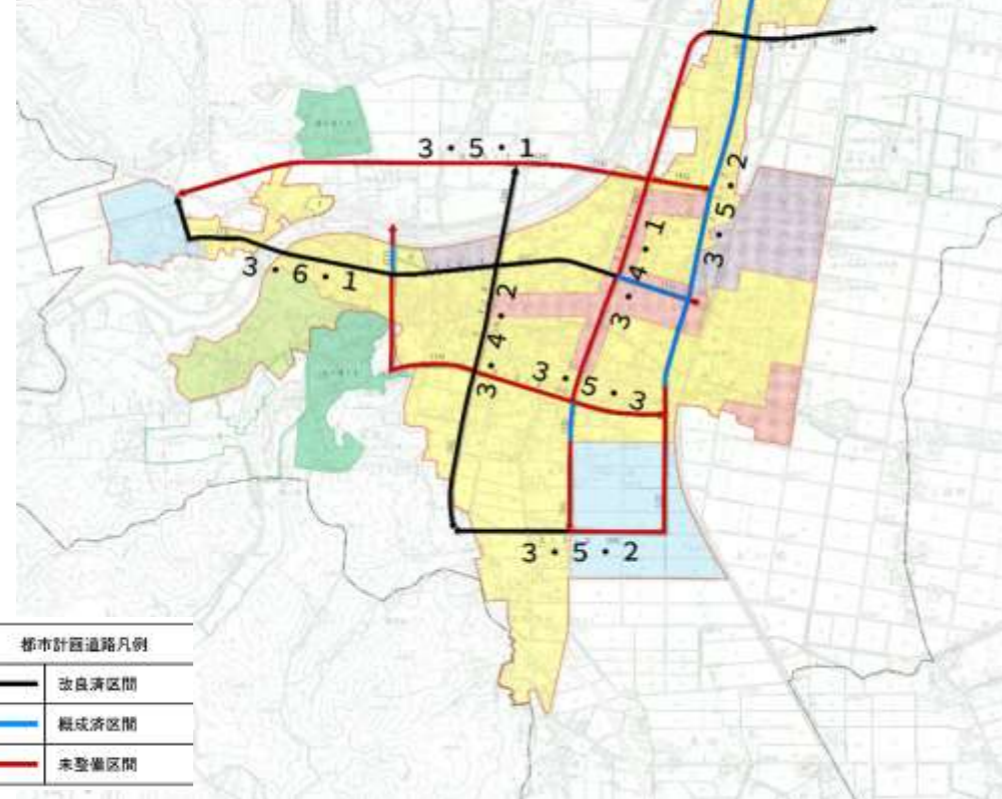
改訂案（令和7年3月）	現行計画（平成25年3月）
<p>(3)公共交通</p> <p>○日常生活や経済活動を支えていくために、町全体の公共交通体系や効率的なネットワークの形成・整備が求められています。</p> <p>○高齢化進展等による交通弱者対策など、インクルーシブ社会に対応した交通環境づくりに努めます。</p> <div data-bbox="201 558 1427 716" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【鉄道】</p> <p>・通勤・通学や、子ども・高齢者・障がい者等の交通弱者の交通手段として重要な役割を果たすJR米坂線、山形鉄道フラワー長井線は利便性の向上を働きかけます。</p> </div> <div data-bbox="201 737 1427 848" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【デマンド型乗合交通】</p> <p>・デマンド型乗合交通は、町民の公共交通機関として、利便性の向上を図ります。</p> </div> <div data-bbox="201 869 1427 1026" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【駅前空間】</p> <p>・羽前小松駅等については、駅にアクセスする自家用車、タクシー及び歩行者の利用を考慮し、町の玄関口にふさわしい空間づくりに努めます。</p> </div> <p>(4)都市計画道路</p> <p>○都市計画道路は、当初決定後長期間未着手になっている路線があることから、これらの路線については、沿道の土地利用や計画及び将来交通需要予測等を踏まえ、都市計画道路網の見直しを検討します。</p> <p>① 都市計画道路の整備状況と見直しの方針</p> <p>・現在の都市計画道路ネットワークは、概ね 400～500mピッチで計画されており、適切な配置になっています。</p> <p>・南北方向の3・4・2桐町下小松線と東西方向の3・5・2小松長井線及び3・6・1小松駅二井町線は概ね整備済み・概整備みとなっており、基本的な市街地の骨格は完成しており、これを補完する3路線が未整備となっています。</p> <p>・未整備の路線については、国道 287 号バイパスの整備による交通処理負担の軽減を勘案しつつ、通学路や観光ネットワーク等の歩行者ネットワーク整備の必要性、積雪時の対応等を勘案して、路線の必要性や幅員の見直しを行います。</p> <p>・市街地の拡大に伴い、JR米坂線の東西を連絡する交通手段の検討を行います。</p>	<p>2)公共交通</p> <p>○日常生活や経済活動を支えていくために、町全体の公共交通体系や効率的なネットワークの形成・整備が求められています。</p> <p>○高齢化進展等による交通弱者対策、若者世代が暮らしやすい交通環境づくりに努めます。</p> <div data-bbox="1590 558 2828 716" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【鉄道・バス】</p> <p>・通勤・通学や、子ども・高齢者・障がい者等の交通弱者の交通手段として重要な役割を果たす JR 米坂線、山形鉄道フラワー長井線は利便性の向上を働きかけます。</p> </div> <div data-bbox="1590 869 2828 1026" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【駅前空間】</p> <p>・羽前小松駅などについては、駅にアクセスする自家用車、タクシー及び歩行者の利用を考慮し、町の玄関口にふさわしい空間づくりに努めます。</p> </div> <p>4)都市計画道路</p> <p>○都市計画道路の中には、決定後長期間未着手になっている路線があることから、これらの路線については、沿道の土地利用や計画及び将来交通需要予測等を踏まえ、都市計画道路網の見直しや新規決定を視野に入れた検討を行います。</p> <p>○また、都市計画区域を拡大する置賜総合病院周辺等における市街化動向や、国道 287 号川西バイパスや梨郷道路等の整備の進捗に伴い都市計画に基づいて行う市街地整備の見通しの検討・調整とともに、2つの市街地を結んで地域の骨格を形成する新たな都市計画道路の位置づけの検討を行う必要があります。</p> <p>①既定都市計画道路</p> <p>・現在の都市計画区域内の中心市街地の都市計画道路ネットワークは、概ね 400～500mピッチで計画されており、適切な配置になっています。</p> <p>・南北方向の 3.4.2 と東西方向の 3.5.2 及び 3.6.1 は概ね整備済み・概整備みとなっており、基本的な市街地の骨格は完成しており、これを補完する 3 路線が未整備となっています。</p> <p>・未整備の路線については、国道 287 号川西バイパスの整備による交通処理負担の軽減を勘案しつつ、通学路や観光ネットワーク等の歩行者ネットワーク整備の必要性、積雪時の対応などを勘案して、路線の必要性や幅員の見直しを行います。</p>

改訂案（令和7年3月）

都市計画道路の整備状況

番号	路線名	代表幅員 (m)	計画幅員 (m)	整備済・概成済 (m)			整備率 (%)
				整備済	概成済	合計	
3.4.1	小松高島線	16	2,400	530	100	630	26.3
3.4.2	桐町下小松線	18	1,260	1,260	0	1,260	100
3.5.1	三日町二井町線	16	1,800	0	0	0	0
3.5.2	小松長井線	16	2,620	380	1,360	1,740	66.4
3.5.3	田町宮町線	18	1,360	0	110	110	8.1
3.6.1	小松駅二井町線	11	1,870	1,600	270	1,870	100
合計			11,310	3,770	1,840	5,610	49.6

※概成済：計画幅員の2/3以上



※概成済：現況幅員が都市計画決定幅員の2/3以上ある区間

都市計画道路の整備状況

都市計画道路名称	代表幅員 m	幅員 m	延長 m	整備済 m	概成済 m	未整備 m	整備特性
3.4.1 小松高島線	16	12~16	2,400	530	100	1,770	新設・現道拡幅
3.4.2 桐町下小松線	18	16~18	1,260	1,260			整備済
3.5.1 三日町二井町線	16	12~16	1,800			1,800	新設
3.5.2 小松長井線	16	12~16	2,620	380	1,360	880	現道拡幅
3.5.3 田町宮町線	18	12~18	1,360		110	1,250	新設
3.6.1 小松駅二井町線	11	11~15	1,870	1,600	270		現道拡幅

【参考】山形県の都市計画道路見直し基本方針(平成16年度山形県都市計画道路見直しガイドライン)
 昨今の社会情勢を背景に、道路の役割や必要性が変化した長期未着手となっている都市計画道路について、これからの都市計画との整合や事業性の観点から総合的な検証を行い、都市の将来像の実現に向けた都市計画道路の見直しを行うものとする。

現行計画（平成25年3月）

既定都市計画道路の配置



既定都市計画道路の整備状況



※概成済：現況幅員が都市計画決定幅員の2/3以上ある区間

都市計画道路の整備状況

都市計画道路名称	代表幅員 m	幅員 m	延長 m	整備済 m	概成済 m	未整備 m	整備特性
3.4.1 小松高島線	16	12~16	2,400		280	2,120	新設・現道拡幅
3.4.2 桐町下小松線	18	16~18	1,260	1,260			整備済
3.5.1 三日町二井町線	16	12~16	1,800			1,800	新設
3.5.2 小松長井線	16	12~16	2,620	375	1,350	895	現道拡幅
3.5.3 田町宮町線	18	12~18	1,360		110	1,250	新設
3.6.1 小松駅二井町線	11	11~15	1,870	1,600	270		現道拡幅

【参考】山形県の都市計画道路見直し基本方針(平成16年度山形県都市計画道路見直しガイドライン)
 昨今の社会情勢を背景に、道路の役割や必要性が変化した長期未着手となっている都市計画道路について、これからの都市計画との整合や事業性の観点から総合的な検証を行い、都市の将来像の実現に向けた都市計画道路の見直しを行うものとする。

改訂案（令和7年3月）

3 公園・緑地計画

公園・緑地は、日常生活に潤いを与えとともに、都市災害の緩衝、地域コミュニティの醸成、身近な健康づくり等、多様な役割を担っています。

本町では、公園・緑地が有する機能が適切に発揮されるように、その保全、整備を進めます。

(1) 都市公園等の緑地・スポーツ施設

- 本町では、川西ダリヤ園や川西町総合運動公園等の都市公園が整備されており、日常生活に身近な緑とオープンスペースとして、その維持、整備に努めます。
- 計画的整備が行われた美女木地区では広場や公園が整備されており、市街地の重要な公園・緑地空間として維持していきます。
- 公立置賜総合病院周辺地区については、今後の開発や市街化の進展に合わせて、必要となる公園や緑地の整備を検討します。
- 川西町総合運動公園や川西パークゴルフ場等、来外者との交流を図り、公立置賜川西診療所と連携して健康増進を図るスポーツ・レクリエーション施設の維持・充実について検討します。
- 山形県景観条例で眺望景観資産に指定された国指定史跡の下小松古墳群が分布する丘陵地は、本町にとって重要な歴史・景観資源であり、市街地に隣接している緑地であるため、町内外の人々が安全で快適に利用できるような施設の維持・充実について検討します。



現行計画（平成25年3月）

3 公園・緑地計画

公園・緑地は、日常生活に潤いを与えとともに、都市災害の緩衝、地域コミュニティの醸成、身近な健康づくり等、多様な役割を担っています。

本町では、公園・緑地が有する上記の機能が適切に発揮されるように、その保全、整備を進めます。

1) 都市公園等の緑地・スポーツ施設

- 本町では、川西町総合運動公園や川西ダリヤ園などの都市公園が十分に整備されており、日常生活に身近な緑の拠点として、その維持及び必要な整備に努めます。
- 計画的整備が行われた美女木地区では広場や公園が整備されており、市街地の重要な公園・緑地空間として維持していきます。
- 新たな市街地に位置づけられる置賜総合病院周辺地区については、今後の開発や市街化の進展に合わせて、必要となる公園や緑地の整備を推進します。
- スキー場やゴルフ場など、来外者との交流を図り、置賜総合病院と連携して健康増進を図るスポーツ・レクリエーション施設の集積を図ります。
- 山形県の景観条例で眺望景観資産に指定された国指定史跡の下小松古墳群が分布する丘陵地は、本町にとって重要な歴史・景観資源であり、市街地に隣接している緑地であるため、町内外の人々が安全で快適に利用できるような施設の拡充を図っていきます。



改訂案（令和7年3月）

(2)災害時に対応する機能を有する公園・緑地

○火災や風水害、地震等の災害時に市街地から避難できる避難地と、避難地にアクセスする避難路の確保を図ります。

○市街地(用途地域)については、市街地に近接して置賜公園、川西ダリヤ園、川西町総合運動公園等があり、短時間での避難が可能ことから、これらの都市公園を緊急の避難地に位置づけ、指定避難場所である小中学校、高等学校、川西町総合運動公園等へ誘導するものとします。これらの避難地へ誘導する避難路については、交通施設計画に基づき適正な整備を推進するとともに、必要に応じて、沿道の建物の不燃化や、セットバック(道路境界から塀や建物の壁を控えてつくり、ゆとりのある道路空間を整備すること)等の方策を併用して、安全で円滑な避難が行えるようにします。

○公立置賜総合病院周辺地区については、開発や市街化の動向に応じて、計画的に避難が行える避難地や避難路の整備を誘導するものとします。

凡 例	
	都市公園
	指定避難場所
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	現在の用途地域
	都市計画区域
	行政界

注)川西町総合運動公園は、都市公園と指定避難場所の両方に指定されています。



現行計画（平成25年3月）

2)防災機能を有する緑地

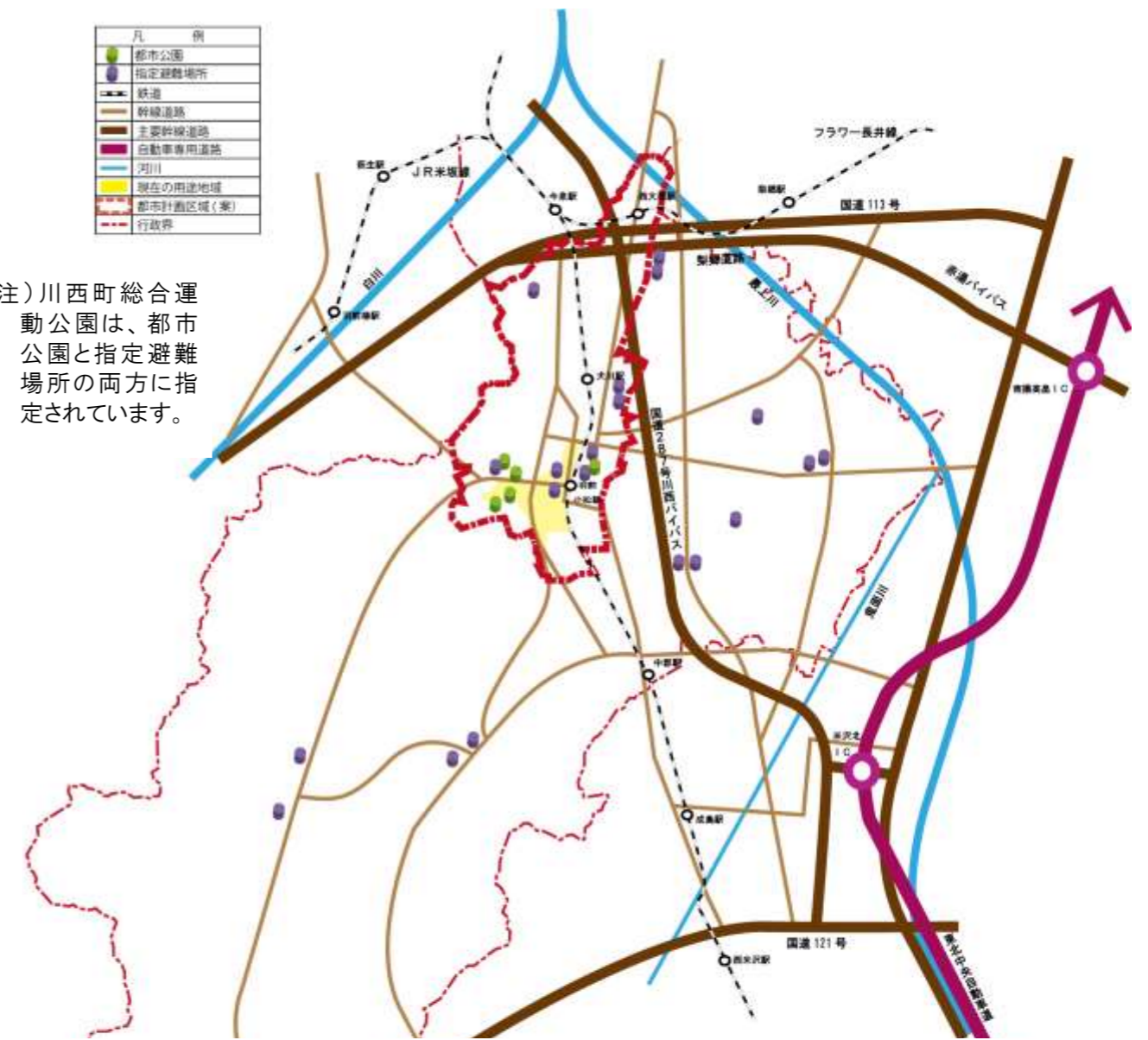
○火災や風水害、地震等の災害時に市街地から避難できる避難地と、避難地にアクセスする避難路の確保を図ります。

○中心市街地や美女木地区については、市街地に近接して周辺に置賜公園、川西ダリヤ園、川西町総合運動公園、川西町総合運動場など規模の大きい都市公園が存在しており、短時間での避難が可能のため、これらの都市公園を緊急の避難地に位置づけ、指定避難場所である小中学校、高等学校、川西町総合運動公園等へ誘導するものとします。これらの避難地へ誘導する避難路は都市計画道路が主体となり、交通施設計画にもとづく適正な整備を推進するとともに、必要に応じて、沿道の建物の不燃化や、セットバック(道路境界から塀や建物の壁を控えてつくり、ゆとりのある道路空間を整備すること)などの方策を併用して、安全で円滑な避難が行えるようにします。

○置賜総合病院周辺地区については、開発や市街化の動向に応じて、計画的に避難が行える避難地や避難路の整備を誘導するものとします。

凡 例	
	都市公園
	指定避難場所
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	現在の用途地域
	都市計画区域(案)
	行政界

注)川西町総合運動公園は、都市公園と指定避難場所の両方に指定されています。



改訂案（令和7年3月）	現行計画（平成25年3月）
<p>4 河川・下水道計画</p> <p>河川は治水機能のほか、利水、親水、緩衝等の多面的な機能を有しています。また、下水道は公共用水域の水質保全という環境保全機能や降雨時の防災機能を有する重要な都市施設であり、こうした機能や役割を踏まえ、その整備方針を以下のように定めます。</p> <p>(1)汚水処理施設の整備</p> <p>○用途地域内の市街地については、公共下水道が整備済みとなっていることから、適正な維持管理を図っていきます。</p> <p>○公立置賜総合病院周辺地区については、一部で特定環境保全公共下水道が整備済みになっており、今後の市街地整備や開発動向に合わせて、計画的な排水施設の整備・充実を図っていきます。</p> <p>○その他の区域については、幹線道路周辺で一部特定環境保全公共下水道が整備されているほかは、農業集落排水や合併処理浄化槽による処理となっており、維持管理を図っていきます。</p> <p>(2)潤いのある水環境の形成</p> <p>○身近な水辺空間として、レクリエーション機能の充実や緑化等を推進し、潤いのある生活環境整備を進めます。</p> <p>5 その他の都市施設計画等</p> <p>山形県で都市計画に定める「都市施設」には、前記の「道路」、「公園・緑地」、「河川・下水道」のほかに以下のような施設があります。また、都市計画には、「都市施設」以外に、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の「市街地開発事業」や、「地区計画」があります。これらについては、今後必要が生じた時点で都市計画に位置づけていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 駐車場、自動車ターミナル ■ 汚物処理場、その他の供給施設又は処理場 ■ 学校 ■ 市場、と畜場、火葬場 ■ 一団地の住宅施設 	<p>4 河川・下水道計画</p> <p>・河川は治水機能のほか、利水、親水、緩衝等の多面的な機能を有しています。また、下水道は公共用水域の水質保全という環境保全機能や降雨時の防災機能を有する重要な都市施設であり、こうした機能や役割を踏まえ、その整備方針を以下のように定めます。</p> <p>1)汚水処理施設の整備</p> <p>○用途地域内や美女木地区などの市街地については公共下水道が整備済みになっており、適正な維持管理を図っていきます。</p> <p>○置賜総合病院周辺地区については、一部で特定環境保全公共下水道が整備済みになっており、今後の市街地整備や開発動向に合わせて、計画的な排水施設の整備・充実を図っていきます。</p> <p>○その他の区域については、幹線道路周辺で一部特定環境保全公共下水道が整備されているほかは、農業集落排水や合併処理浄化槽による処理となっており、今後とも維持を図っていきます。</p> <p>2)潤いのある水環境の形成</p> <p>○身近な水辺空間として、レクリエーション機能の充実や緑化等を推進し、潤いのある生活環境整備を進めます。</p> <p>5 その他の都市施設計画等</p> <p>・山形県で都市計画に定める「都市施設」には、前記の「道路」、「公園・緑地」、「河川・下水道」のほかに以下のような施設があります。また、都市計画には、「都市施設」以外に、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの「市街地開発事業」や、「地区計画」があります。これらについては、今後必要が生じた時点で都市計画に位置づけていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 駐車場、自動車ターミナル ■ 汚物処理場、その他の供給施設又は処理場 ■ 学校 ■ 市場、と畜場、火葬場 ■ 一団地の住宅施設

改訂案（令和7年3月）

6 景観計画

豊かな自然に恵まれた本町の自然景観を保全するとともに、質の高い市街地景観を創出するため、景観に関する方針を以下のように定めます。

なお、本町における景観計画に基づく景観行政団体は山形県であり、山形県景観条例に基づく「景観計画」を基本に、景観形成に努めます。

(1)ふるさとを象徴する景観の保全

- 本町の南西部に連なる森林や北東部に広がる田園、町内を流れる河川等のふるさとを象徴する景観を保全・継承します。
- 山形県景観条例で眺望景観資産に指定されている下小松古墳群等を歴史的な景観資産として維持保全していきます。

■ 眺望景観資産（条例第26条）

眺望景観資産になれる眺め

- 1 将来の世代に引き継いでいくべき良好な眺めを資産として指定します。風景を眺める心ざわしい場所も併せて指定するのが眺望景観資産です。
- 2 眺めの主たる対象物は条例及び規則で次のように定めています。
 - (1) 建造物
 - (2) 樹木
 - (3) 田畑
 - (4) 山
 - (5) 河川
 - (6) 海岸
 - (7) 市街地又は集落の区域、道路及び沿道の建築物

眺望景観資産の提案・指定・施策の推進

- (1) 市町村
- (2) NPO法人
- (3) 一般社団法人
- (4) 一般財団法人
- (5) 町内会などの地縁による団体

は、眺望景観資産を提案することができます。個人が提案することはできませんが、地域の人たちで共有できる大事な眺めであれば、町内会を通じて提案していただくことができます。

提案していただいた眺めは、市町村及び山形県景観審議会の意見を聴いて、知事が指定することになります。

指定後は、県民共通の資産として、普及啓発につとめるとともに、地域づくり・まちづくりに活かすようにつとめます。

※山形県景観条例解説(県資料より)

(2)本町の骨格を形成する緑地の保全

- 本町の南西部に広がる丘陵樹林地を、都市の骨格を形成する緑地に位置づけ、引き続き保全していきます。
- 本町の北東部に広がるまとまりのある田園地帯を、都市の骨格を形成する緑地に位置づけ、引き続き保全していきます。

現行計画（平成25年3月）

6 景観計画

豊かな自然に恵まれた本町の自然景観を保全するとともに、市街地内での質の高い市街地景観を創出するために、景観に関する方針を以下のように定めます。

なお、本町における景観計画に基づく景観行政団体は山形県であり、山形県景観条例に基づく「景観計画」を基本に、景観形成に努めます。

1)ふるさとを象徴する景観の保全

- 町南西部に連なる森林や町北東部に広がる田園、町内を流れる河川等のふるさとを象徴する景観を保全・継承します。
- 山形県景観条例で眺望景観資産に指定されている下小松古墳群などを歴史的な景観資産として維持保全していきます。

■ 眺望景観資産（条例第26条）

眺望景観資産になれる眺め

- 1 将来の世代に引き継いでいくべき良好な眺めを資産として指定します。風景を眺める心ざわしい場所も併せて指定するのが眺望景観資産です。
- 2 眺めの主たる対象物は条例及び規則で次のように定めています。
 - (1) 建造物
 - (2) 樹木
 - (3) 田畑
 - (4) 山
 - (5) 河川
 - (6) 海岸
 - (7) 市街地又は集落の区域、道路及び沿道の建築物

眺望景観資産の提案・指定・施策の推進

- (1) 市町村
- (2) NPO法人
- (3) 一般社団法人
- (4) 一般財団法人
- (5) 町内会などの地縁による団体

は、眺望景観資産を提案することができます。個人が提案することはできませんが、地域の人たちで共有できる大事な眺めであれば、町内会を通じて提案していただくことができます。

提案していただいた眺めは、市町村及び山形県景観審議会の意見を聴いて、知事が指定することになります。

指定後は、県民共通の資産として、普及啓発につとめるとともに、地域づくり・まちづくりに活かすようにつとめます。

※山形県景観条例解説(県資料より)

2)本町の骨格を形成する緑地の保全

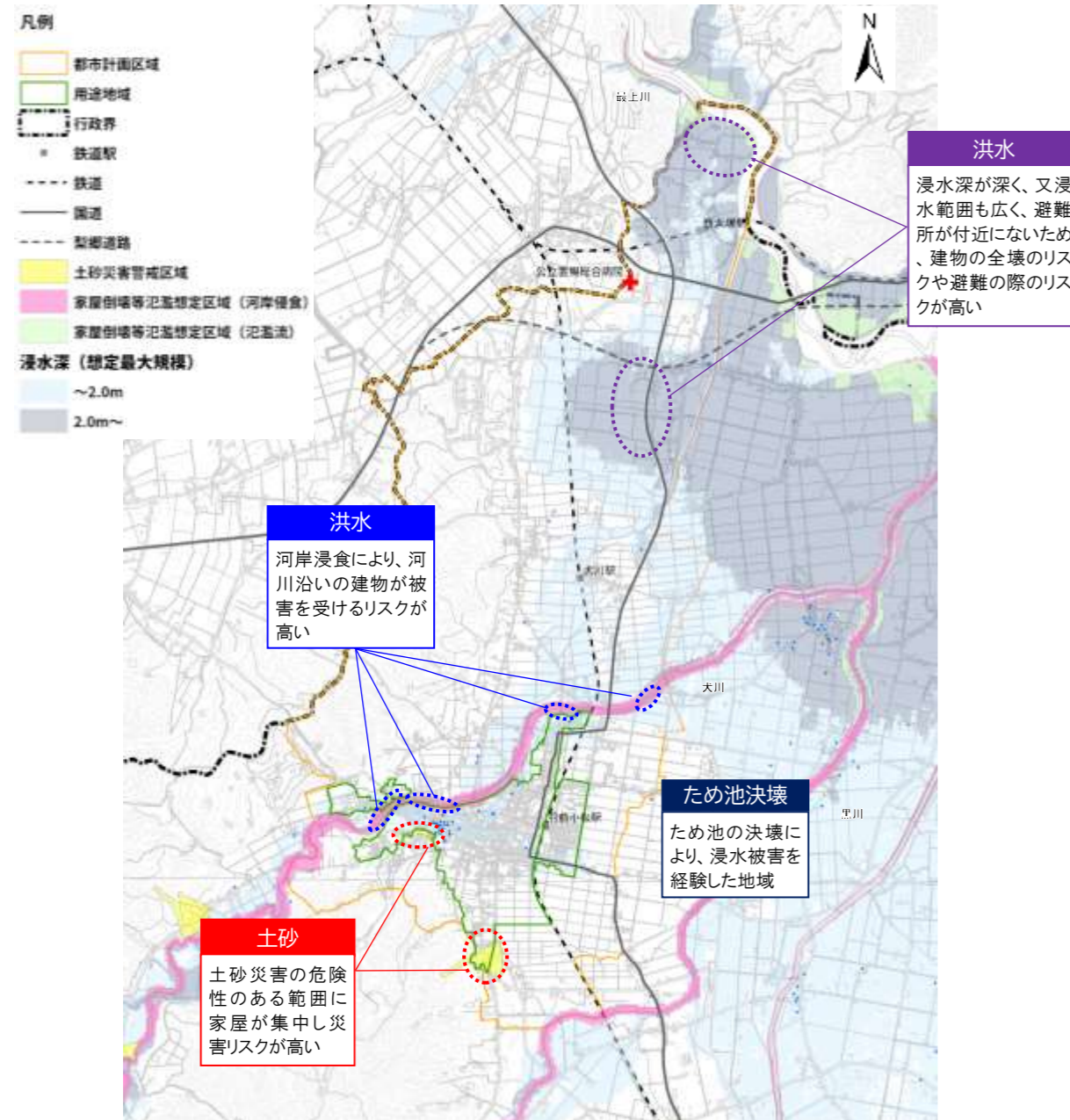
- 本町の南西部に広がる丘陵樹林地を、都市の骨格を形成する緑地に位置づけ、引き続き保全していきます。
- 町北東部に広がるまとまりのある田園地帯を、都市の骨格を形成する緑地に位置づけ、引き続き保全していきます。

改訂案（令和7年3月）	現行計画（平成25年3月）
<p>7 防災計画（新規）</p> <p>本町の災害履歴や発生予測を踏まえ、町民の生命、財産、生活を守り、安全に安心して暮らすことができる都市づくりをめざし、防災に関する方針を以下のように定めます。</p> <p>土砂災害や洪水による危険性がある区域は、可能な限り発災の防止を図るとともに、発災の防止が困難な場合には、被害の軽減や回避に努めます。同時に、確実な人命保護に向け、災害時の危険情報の発信や避難環境を充実していきます。</p> <p>（1）避難環境の充実</p> <p>想定最大規模降雨のような大規模な災害においては、その被害を防ぎきることは困難であり、こうした災害から人命を守るため、避難環境を整えることが重要であることから、早期の避難情報の発信等により、より早く、安全に、また確実に避難できる環境の充実を図っていきます。</p> <p>（2）災害情報の周知</p> <p>町民の安全な暮らしを確保し、早期の避難を可能とするためには、町民が災害情報を十分に把握しておくことが重要であることから、ハザードマップの周知徹底等を行い、町民一人ひとりが災害情報を把握・理解できるようにしていきます。</p> <p>（3）災害の危険性への対応</p> <p>町民の安全な暮らしを確保するため、防止可能な災害は土砂災害対策やため池改修等の防止策を講じていきます。一方、防止が困難な災害については、その被害を回避するため、土砂災害や洪水による建物の全壊の危険性があるエリアについては、居住誘導区域や都市機能誘導区域には設定せず、同時に移転策を講じることで、被害の回避に努めます。</p>	<p style="text-align: center;">新 規 （現行計画に記載なし）</p>

改訂案（令和7年3月）

現行計画（平成25年3月）

【防災計画図】



資料：浸水想定区域図データ(鬼面川、犬川、黒川、誕生川)（山形県）、浸水想定区域図データ(最上川)（国土交通省）

防災上の危険性の高いエリア	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害による建物の全壊の危険性があるエリア 	⇒ リスク回避 ：土砂災害のリスクの低い場所への移転促進
<ul style="list-style-type: none"> 洪水による建物の全壊の危険性があるエリア 	⇒ リスク低減 ：避難マニュアルの充実 ：家屋倒壊等氾濫想定区域外の安全な場所への移転促進
<ul style="list-style-type: none"> 洪水による建物の全壊の危険性及び避難の危険性の高いエリア 	⇒ リスク低減 ：避難マニュアルの充実 ：洪水に対する安全な住宅建築の移転促進
<ul style="list-style-type: none"> ため池の決壊により浸水被害を経験したエリア 	⇒ リスク回避 ：ため池の災害復旧及び機能強化による強靱化

改訂案（令和7年3月）

現行計画（平成25年3月）

防災計画に基づき、本町における安全・安心な暮らしを実現するため、以下の施策の実施に向け取り組んでいきます。

施 策		該当地区	実施主体
①避難環境の 充実	マイタイムライン ^{※1} の作成による避難計画の強化	全地区	町
	総合防災訓練の実施	全地区	町
	水防訓練の実施	全地区	町
	啓発活動の実施	全地区	町
	避難行動要支援者 ^{※2} の個別避難計画の作成	全地区	町
②災害情報の 周知	ハザードマップ ^{※3} の周知による災害危険性の認識向上	全地区	町
	ハザードマップの更新	全地区	町
	災害時の危険情報の早期発信	全地区	町
③災害の危 険性への 対応	最上川河道掘削	蔵久	国
	洪水に対する安全な住宅建築の情報提供	蔵久 大川	町
	家屋倒壊等氾濫想定区域 ^{※4} 外の安全な場所への移転を促す	矢ノ目 片町 諏訪	町
	土砂被害リスクの低い市街地への移転を促す	東陽寺前 宮町	町
	ため池の災害復旧及び機能強化による強靱化	上小松	町

※1 マイタイムライン：住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）のこと。台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身にとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助となる。

※2 避難行動要支援者：障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の災害時に自ら避難することが困難な方々を指す。平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の名簿作成が市町村の義務とされた。

※3 ハザードマップ：一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」のこと。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アポイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもある。

※4 家屋倒壊等氾濫想定区域：想定最大規模降雨が生起し、近傍の堤防が決壊等した場合に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物の倒壊・流出をもたらすような氾濫等が発生することが想定される区域を示す。

8 地域別構想

（１）地域別構想の位置づけ

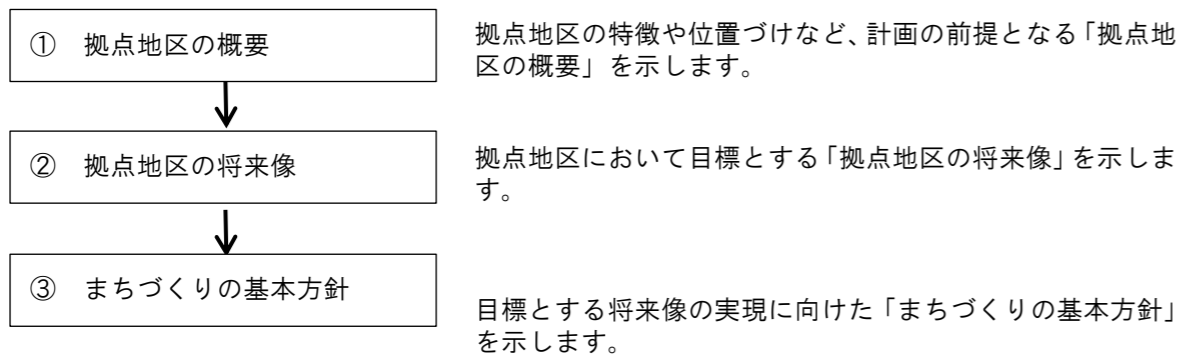
地域別構想は、本町の都市づくりの実現に向けて設定した全体構想を基本に、商業・業務機能、行政機能、医療・福祉機能、文化・スポーツ機能等の多様な機能が集積し、本町の都市づくりを牽引する『都市拠点』と『広域拠点』について、土地利用や都市交通の方針等を示すもので、今後はそれぞれの『拠点』にふさわしい都市機能の集積を計画的に進めながら、都市の魅力と活力の向上に取り組んでいきます。

なお、都市づくりの方針の実現には時間を要するため、長期的な見通しを定めて取り組んでいく必要があります。また、市街地環境や道路・公園の整備の検討等、今後、実施・展開すべき都市づくり事業の多くが具体的な整備内容が固まっていない状況にあることから、都市づくりに関わる人々と共有しやすい形で示していく必要があります。

（２）計画の構成

地域別構想の構成は、以下のとおりとします。

【計画の構成】



（３）地域別構想

【都市拠点】

① 拠点地区の概要

羽前小松駅周辺の市街地は、商業をはじめとした町民の暮らしを支える医療、福祉、子育て、商業、行政、文化、教育機能等の都市機能が集約しているとともに、川西町固有の歴史、伝統、文化が育まれてきた地区であり、本町の「顔」としての役割を担ってきました。

また、日本最大規模の川西ダリヤ園、温泉も楽しめる浴浴センターまどか、川西ダリヤパークゴルフ場、小松スキー場等の憩い・観光・レクリエーション機能が隣接しており、羽前小松駅西側に広がる古くからの市街地と羽前小松駅東側に整備したニュータウンが一体となって都市の生活サービスを提供する市街地が形成されています。

② 拠点地区の将来像

基本構想では、羽前小松駅周辺の市街地を「都市拠点」と位置づけ、医療、福祉、子育て、商業、行政、文化、教育等、本町全域を対象とした生活サービスを提供する核として、機能の維持・強化を図ることとしています。

都市拠点は、賑わいや魅力を一層高めるための都市機能の強化とともに、【であいの丘】、【ふれあいの丘】、【にぎわいの丘】、【ささえあいの丘】の4つの丘の有機的な結びつきを強化しながら、拠点地区全体の集客力や回遊性の向上を推進することとしています。また、人口の減少が予測される中、中心市街地に訪れる人や関わる人（関係人口）の拡大を通じた賑わいや、若者が魅力を感じる生活環境と都市機能の強化に取り組んでいくこととします。

③ まちづくりの基本方針

1) 土地利用と市街地整備の方針

- 羽前小松駅周辺を中心とした交通結節機能やフレンドリープラザ等の文化施設等を中心とした文化拠点【であいの丘】と、ダリヤ園を中心とした観光拠点【ふれあいの丘】を活かした“にぎわいづくり”に取り組めます。
- 住みたくなる、住み続けたくなる地域づくりに向けて、居住地として必要な利便性を確保するため、日常的な買い物サービスのほか、公共公益サービスの持続的な提供を行えるよう、各種機能の維持に努めます。
- 古くから住宅・商業・工業等の土地利用が混在する駅周辺の中心部においては、それぞれの土地利用や暮らしやすい環境を形成するため、現行の都市計画用途地域を基本とした土地利用を誘導します。
- 人と人、人と地域が関わり合い、相互理解を深める場・機会の創出を図るとともに、空き家・空き店舗等の未利用の不動産を活用した起業・創業の支援や計画的な住宅地等の開発を誘導します。
- もみの木町周辺の工業地は、現行の農地利用を勘案し、これまでの経緯や事業者及び地権者の意向に配慮しながら、計画的な土地利用の見直しを検討していきます。

2) 道路・交通体系の整備の方針

- 都市拠点の東部を南北方向に縦断する主要幹線道路（国道287号バイパス）の整備を促進するとともに、都市拠点と接続するネットワークを構築します。
- 広域的な幹線道路の整備が進んできていることや、長期間未着手となっている都市計画道路が多く残存していることから、都市計画道路網の見直しを検討します。
- 都市拠点に位置づけた【であいの丘】、【ふれあいの丘】、【にぎわいの丘】及び【ささえあいの丘】の4つの丘の有機的な結びつきを強化しながら、地区全体の集客力や回遊性の向上を推進します。
- JR米坂線を挟んだ東西の市街地相互を連絡する交通軸の整備を推進します。

- 安心して学校に通える安全な通学路の確保等、歩行者にやさしい安全な生活道路の整備や、インクルーシブ社会において誰にも優しい公共交通の利便性の向上やユニバーサルデザインに配慮した都市づくりに努めます。

3) 公園・緑地体系の整備の方針

- 川西ダリヤ園を中心とした観光拠点やその周辺におけるアウトドア活動の振興等、魅力的な体験の機会の提供を検討し、地域全体の交流機能と関係人口の拡大に努めます。
- 既存の都市公園の適正な維持管理を継続するとともに、地域のニーズに応じたオープンスペースとしての有効利用を図ります。
- 一級河川犬川やまちなかの水路は、身近な水辺空間として地域に潤いをもたらしており、引き続き関係機関と連携しながら、適正な環境の保全を促進します。
- 川西ダリヤ園に隣接する丘陵部の樹林地を、日常生活に身近な緑地に位置づけ、維持、保全していきます。

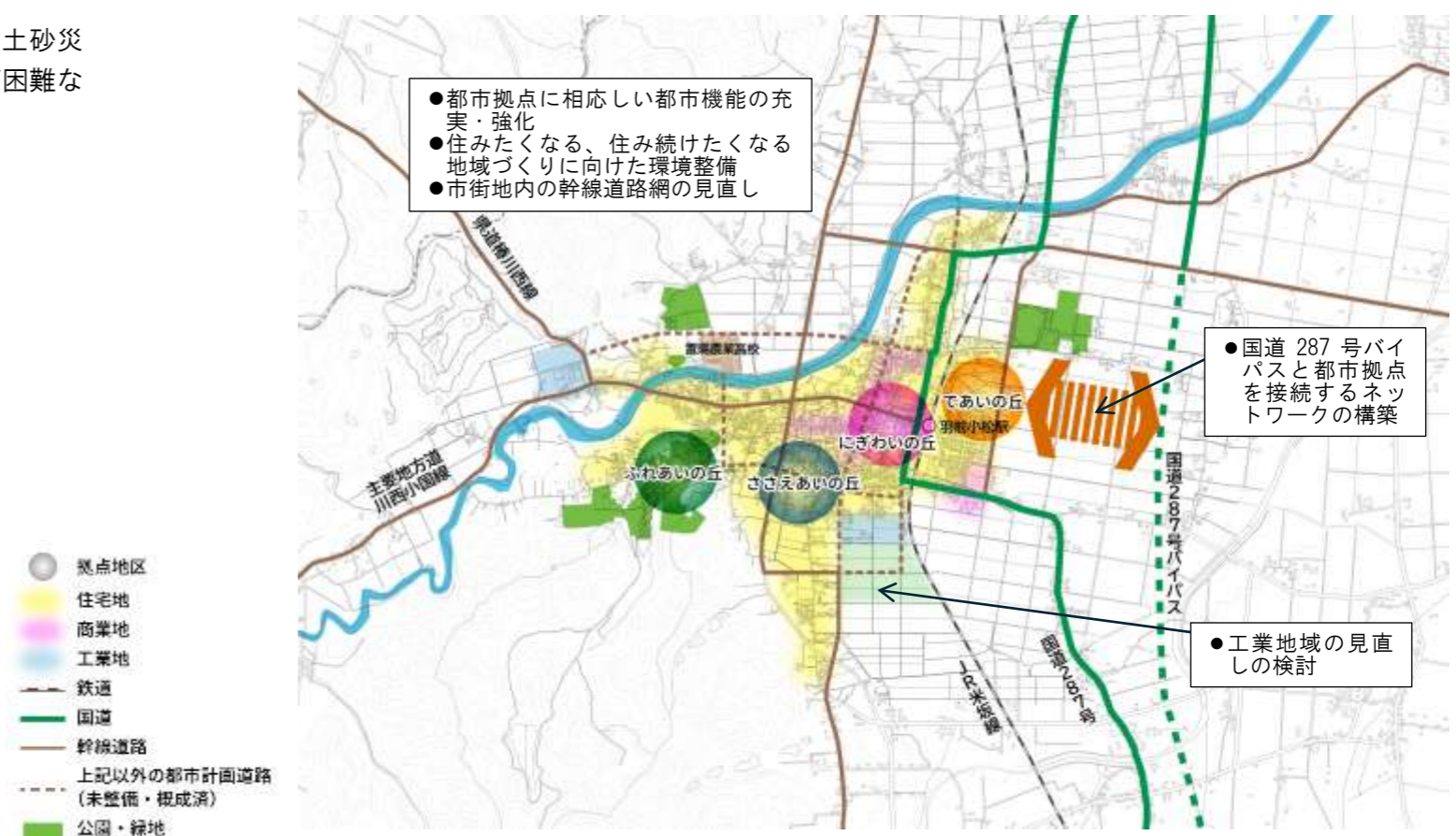
4) 公共公益施設の整備の方針

- 川西まちなかテラス【にぎわいの丘】に文化機能・集客機能・公園機能・イベント機能、観光情報の発信機能等を整備するとともに、JR米坂線を挟んだ東西地域のアクセスの改善を検討します。
- 少子高齢化の進行に伴う医療、介護需要の増加を見据え、子どもからお年寄りまですべての人が互いに支えあい、健やかな暮らしを送ることができるよう、公立置賜川西診療所の施設整備等を含めその周辺【ささえあいの丘】に「医療」「福祉」「子育て」「住環境」の機能を集約し、本町における地域共生の拠点の形成を図ります。

5) 安全・安心のまちづくりに向けた整備の方針

- 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、川西町地域防災計画に基づき防災・減災対策を実施し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 犬川沿いに想定最大規模降雨における家屋倒壊等氾濫想定区域が予測されていることから、土砂災害や洪水による危険性がある区域は、可能な限り発災の防止を図るとともに、発災の防止が困難な場合には、被害の軽減や回避に努めます。
- 発災時は、確実な人命保護に向け、災害時の危険情報の発信や避難環境の充実に努めます。

【都市拠点の基本方針図】



【広域拠点】

① 拠点地区の概要

置賜地域の中心部に位置する公立置賜総合病院周辺は、置賜地域の中核医療施設として、計画的に医療、商業、住宅等が融合した「メディカルタウン」の形成が進められています。

また、新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）や国道 287 号バイパスが交差するとともに、梨郷道路のインターチェンジに隣接する地理的な優位性を有しています。

現在、公立置賜総合病院や梨郷道路のインターチェンジの周辺の多くは、農業振興地域農用地に指定されている状況にありますが、無秩序な開発を抑制するため、重点的に整備すべき区域を検討するとともに、道路等の都市基盤施設と一体となった土地利用計画の規制・誘導方策の検討が求められています。

② 拠点地区の将来像

基本構想では、公立置賜総合病院周辺地区を「広域拠点」と位置づけ、置賜地域全体の健康、福祉等の拠点として、機能の維持・強化を図るとともに、これらの機能集積を活かした居住の集積を図る地区として、計画的な市街化を促進し、町域を超えた広域な都市サービスを提供していくこととします。

③ まちづくりの基本方針

1) 土地利用と市街地整備の方針

- 公立置賜総合病院は、最新鋭の高度医療機器を配置し、置賜地域の医療体制の拠点となる中核医療施設と位置づけます。
- 公立置賜総合病院の周辺は、新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）や国道 287 号バイパスが交差する交通利便性や民間の活力を活用しながら、公共的機能を併せ持つ医療、従業者や居住者の日常生活を支える商業機能、住宅等の居住機能が融合する地域づくりを検討します。
- また、周辺環境との調和に配慮しながら、若者から高齢者等の多様な世代が働き、休息し、暮らすことができる市街地の形成を誘導します。

2) 道路・交通体系の整備の方針

- 新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）や国道 287 号バイパスを骨格に、地域内の土地利用計画と整合したネットワークの構築を検討します。
- 都市拠点と連絡する国道 287 号バイパス及び西回り幹線の 2 軸の道路網の走行性の向上を促進します。
- 通勤・通学や、子ども・高齢者・障がい者等の交通弱者の交通手段として重要な役割を果たす JR 米坂線、山形鉄道フラワー長井線は利便性の向上を働きかけます。

3) 公園・緑地体系の整備の方針

- 自然的な土地利用と市街地が混在しないように、計画的な市街化を誘導するとともに、市街地周辺を囲む自然的土地利用の保全に努めます。
- 今後の開発や市街化の進展に合わせて、公立置賜総合病院周辺の自然的な環境を活かした、地域を特徴づける公園や緑地の整備を検討します。

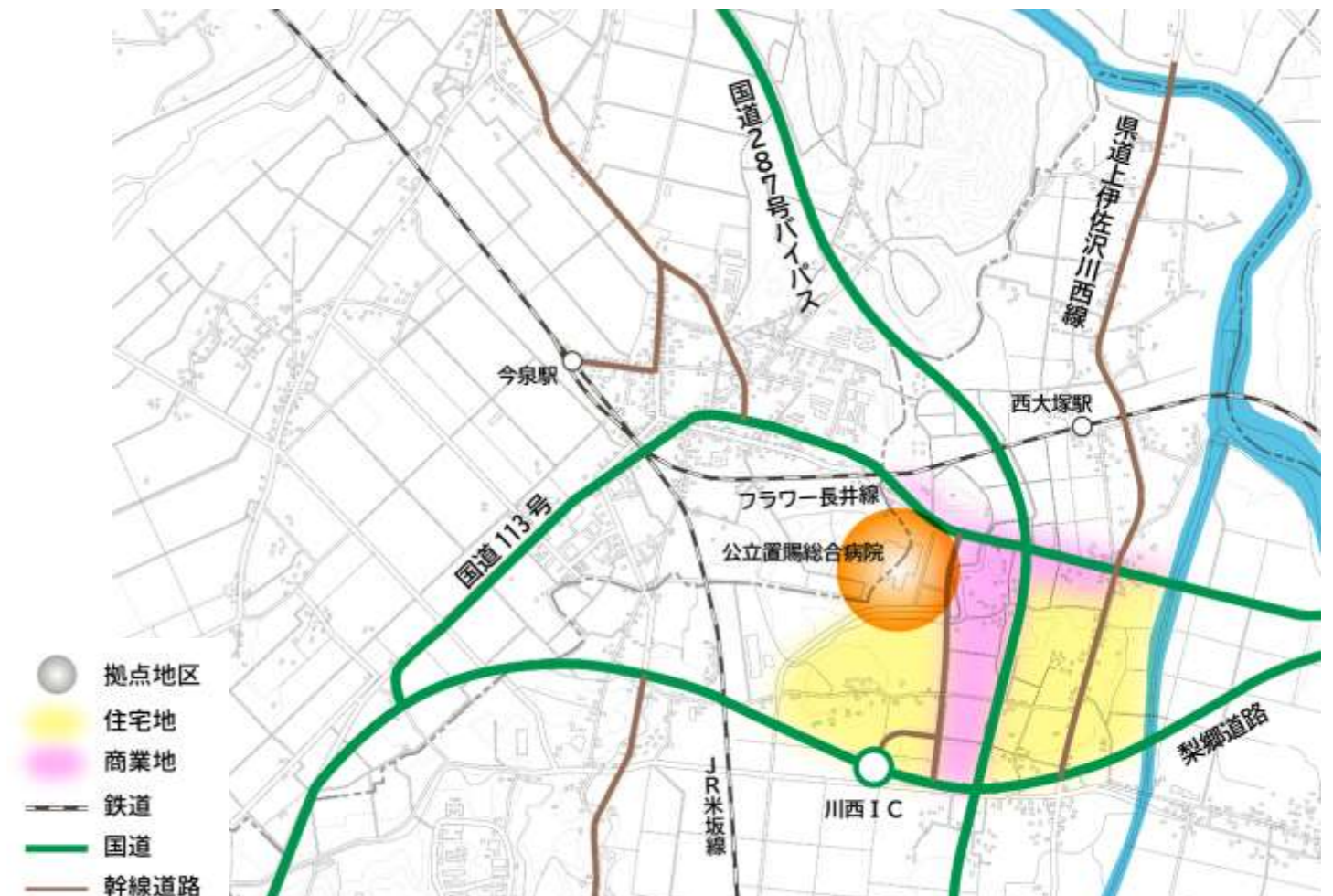
4) 公共公益施設の整備の方針

- 公立置賜総合病院の利用者、従業者、周辺居住者の利便性を補完する公共公益施設（休憩所、集会所、町営住宅等）の整備を検討します。
- 今後の市街地整備や開発動向に合わせて、計画的な排水施設の整備・充実を図ります。

5) 安全・安心のまちづくりに向けた整備の方針

- 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、川西町地域防災計画に基づき防災・減災対策を実施し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 開発や市街化の動向に応じて、計画的に避難が行える避難地や避難路の整備を誘導するものとします。
- 河川沿いの一部の地域に想定最大規模降雨における浸水深 2.0m 以上の区域が予測されていることから、発災時は確実な人命保護に向け、災害時の危険情報の発信や避難環境の充実に努めます。

【広域拠点の基本方針図】



9 実現化方策

（1）都市計画の実現

本計画で検討した都市計画を実現していくためには、整備する区域や都市施設の区域を都市計画決定し、実施事業として具体化していくことが必要です。

都市計画の決定主体は都市計画の内容によって異なり、主要なものを例示すると以下のようになっています。川西町の都市計画区域においては、用途地域などは町が決定できますが都市計画区域の拡大や国や県が管轄する都市計画道路の決定は山形県が決定主体となり、国の同意が必要なものもあります。

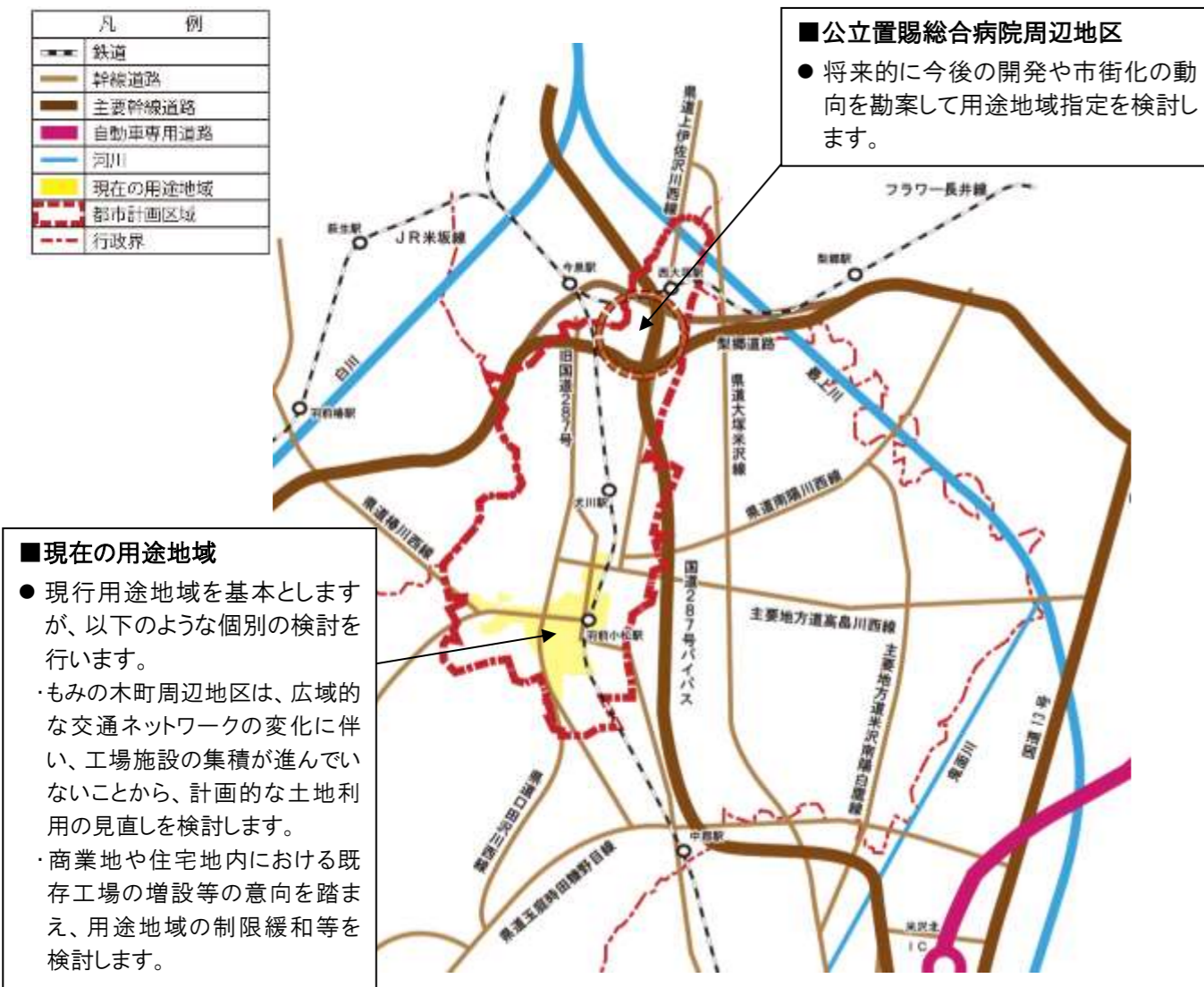
都市計画の実現に向けては、国や県との調整を図りながら、都市計画事業として具体化に向けた働きかけと精査を行い、都市計画決定の手続きを進めていくことが必要です。

（2）用途地域の決定・変更

都市計画マスタープランに基づいて市街地の土地利用を実現していくためには、用途地域の決定や変更を行うことが必要です。

既定の用途地域については原則として現在のまま維持し計画的な活用を推進します。工業地域に指定されているもみの木町周辺地区は、広域的な交通ネットワークの変化に伴い、工場施設の集積が進んでいないことから、計画的な土地利用の見直しを検討していきます。

公立置賜総合病院周辺地区については、今後の市街化の動向を勘案しながら、用途地域指定の検討を行います。



（3）都市計画道路の見直し

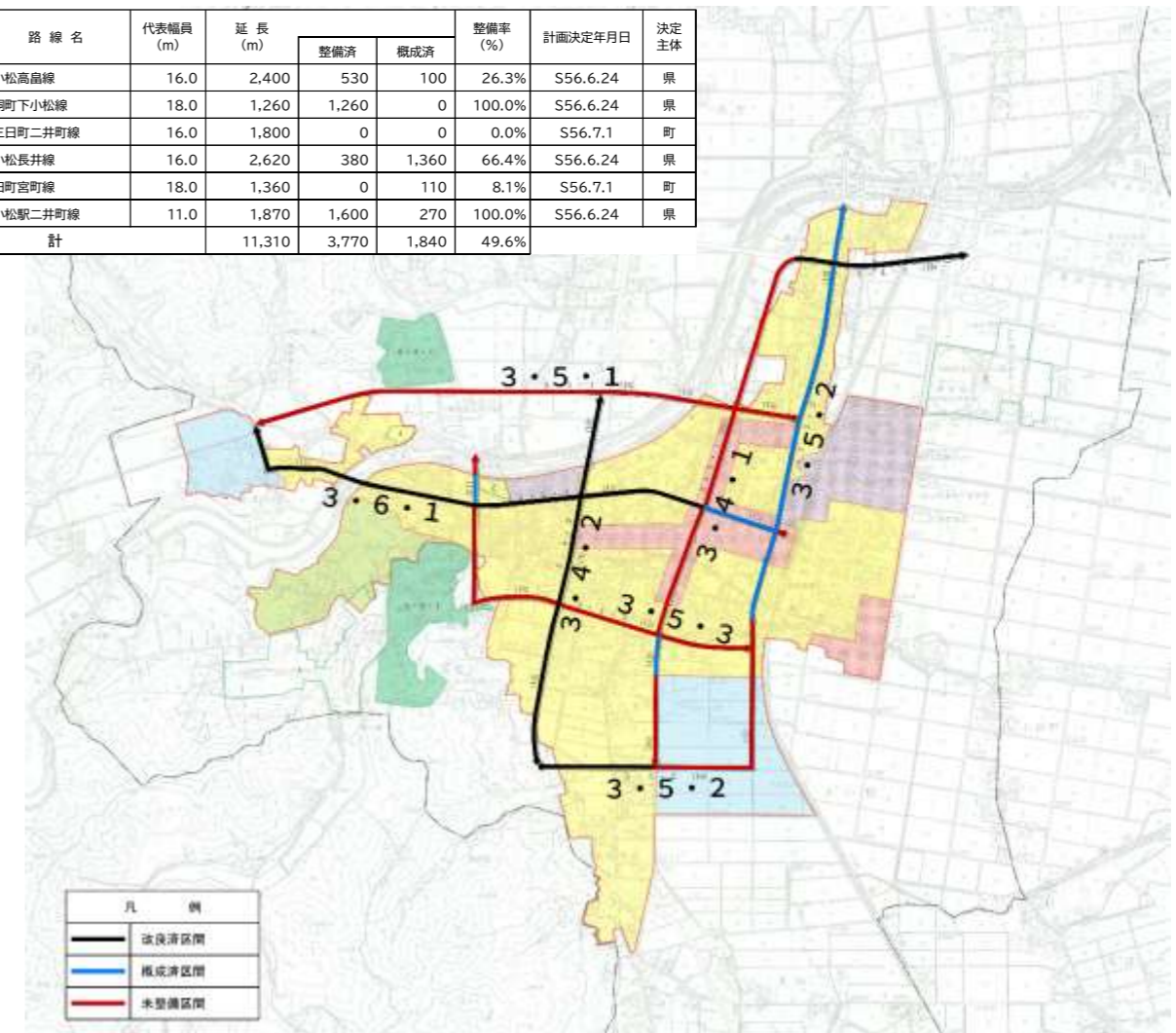
都市計画道路は、自動車等の円滑な交通処理を担うだけでなく、良好な市街地（用途地域）の環境を形成し、目標とするまちづくりを計画的に支援、誘導する基盤となる都市施設です。

本町の都市計画道路は、昭和 56 年に用途地域が指定されている羽前小松駅周辺の市街地に 6 路線、計 11,310m が都市計画決定されており、このうちの 5,610m (49.6%) が整備済又は概成済となっており、山形県平均の 71.1% を下回っています。(令和 6 年 3 月 31 日現在) 未整備の都市計画道路は、当初決定から 40 年以上が経過していること、少子高齢化の進展等を背景とした社会経済状況が変化し、インクルーシブ社会において誰にも優しい公共交通の利便性の向上やユニバーサルデザインに配慮した道路ネットワークの形成が求められる等、都市計画道路の役割、必要性が変化してきています。

このような状況を踏まえ、国土交通省では道路の機能や役割を検証のうえ「必要がある場合には、都市の特性に応じて都市計画の変更を行うべきである」と提言していることから、広域的な幹線道路網の改変や、都市計画マスタープランに基づく都市づくりの支援、誘導に資する都市計画道路の見直し及び国道 287 号バイパスと本町の中心市街地を連絡するアクセス路を検討します。

【都市計画道路の整備状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）】

番号	路線名	代表幅員 (m)	延長 (m)	整備状況		整備率 (%)	計画決定年月日	決定主体
				整備済	概成済			
3-4-1	小松高畠線	16.0	2,400	530	100	26.3%	S56.6.24	県
3-4-2	柳町下小松線	18.0	1,260	1,260	0	100.0%	S56.6.24	県
3-5-1	三日町二井町線	16.0	1,800	0	0	0.0%	S56.7.1	町
3-5-2	小松長井線	16.0	2,620	380	1,360	66.4%	S56.6.24	県
3-5-3	田町宮町線	18.0	1,360	0	110	8.1%	S56.7.1	町
3-6-1	小松駅二井町線	11.0	1,870	1,600	270	100.0%	S56.6.24	県
計			11,310	3,770	1,840	49.6%		



（４）実現化のための役割分担の構築

都市計画マスタープランを実現するためには、行政だけではなく町民・町民団体や企業などが、都市計画マスタープランの将来像を共有し、その方向に向かって都市づくりを推進するように協力するとともに、適切な役割分担が必要です。

また、都市計画マスタープランを決定し、個別の都市計画を実現していくためには、町の都市計画施策について県や国に十分に理解を得られるように調整、協議を図っていくことが必要です。

（５）町民主体のまちづくりの推進

本都市計画マスタープランに基づいて各種都市計画を決定していくことは、川西町の計画的な都市づくりのために必要な施策ですが、決定によって様々な効果が発揮されるのと同時に、合わせて町民の生活に各種の制約が発生することになります。

町民主体のまちづくりを進めていくためには、町民が都市計画を理解し、都市計画によるメリットやデメリットを把握できるように、機会を捉えて十分な情報提供や説明を行っていくことが必要です。

（６）計画の見直し

都市計画マスタープランは社会情勢の変化や町の産業施策の動向、都市計画施策の転換などに伴い、実情にあった計画となるように適切に見直していく必要があります。

本町では、上位計画である「川西町総合計画」の見直しに対応して見直すことを基本とするとともに、必要が生じた段階で見直しを行うものとします。